# 論 説

# 保安監置の限界(1)

――ドイツ連邦憲法裁判所と欧州人権裁判所の 「往復書簡」を手掛かりに――

# 水留正流

- I 自由剝奪の根拠としての犯罪危険性
- 1. 刑罰によらない自由剝奪 その正当化根拠
- 2. 検討すべき課題
- (1) 強制収容の正当化根拠としての犯罪危険性――その意義
- (2) 検討の順序
- II ドイツの保安監置制度
  - 1. ドイツにおける、自由剝奪を伴う保安処分の概観
  - (1) 保安処分制度概観
  - (2) 自由剝奪を伴う保安処分
  - (3) 保安処分の要件
  - (4) 保安処分(特に保安監置)の手続とその執行方法
  - (5) 保安監置の特殊性
  - 2. ドイツ保安監置制度の展開
  - (1) ナチス期の保安監置制度と戦後の総則改正
  - (2) 初回の保安監置にかかる期間制限の撤廃と、保安監置の事後的延長
  - (3) 留保付き保安監置
  - (4) 保安監置の事後的命令(事後的保安監置)
  - (5) 少年及び若年成人に対する保安監置
  - (6) その後の法状況
  - 3. 参照:自由剝奪を伴う保安処分制度の参照条文
  - (1) ドイツ刑法典(61条-67条のh)
  - (2) ドイツ少年裁判所法 (7条 [少年], 106条 [若年成人])

(以上, 本号)

III ドイツ連邦憲法裁判所 2004 年判決

- IV 欧州人権裁判所 2009 年判決
- V ドイツ連邦憲法裁判所 2011 年判決
- VI 犯罪危険性による正当化の意義と限界

# I 自由剝奪の根拠としての犯罪危険性

# 1. 刑罰によらない自由剝奪――その正当化根拠

犯罪行為を理由として、その刑事責任に応じて設定された刑量の枠内で行為者の自由を剝奪することは、その論拠をめぐって刑罰論上の大きな論争はあるにしても、従来から承認されてきた。しかし、それ以外の場合にも、自由剝奪がなされなければならないと考えられる局面は生じ得る。この場合に、どのような根拠から自由の剝奪が認められるかには議論がある。

わが国では、このような場合の正当化根拠について、主として精神科医療に関するアメリカ法の議論をも参照して、ポリスパワーとパレンス・パトリエという二つの根拠がありうると考えられてきた1)。ポリスパワー (police power) とは、強制権限の根拠を対象者の社会に与える脅威の除去に求める考え方である。これに対して、対象者は自己の利益を選択し決定する能力を欠いているから、本人に代わって社会が選択・決定して処遇を行う必要があるとする後見的な考え方を、パレンス・パトリエ (parens patriae) の基本思想と考えることができよう2)。あるいは、ポリスパワーは対象者の危険性を収容の根拠とする考え方、ということも許されよう。

たとえば精神科医療の分野では、医療保護入院の制度についてはパレンス・パトリエによるものであるという考えが一般的であるとともに、措置入院制度、さらには医療観察法の処遇について、自由剝奪の終局的な正当化根拠がポリスパワーであるのか、パレンス・パトリエであるのかをめぐって、議論されてきたわけである3)。

他方,前述の英米法の考え方とは別に,犯罪行為者に対する刑事法的対応として,保安処分が導入されるべきだとする考え方が,20世紀前半から台頭してきた。そして,1930年代以降,ドイツ語圏をはじめとする各国で,保安処分,とりわけ,二元主義的保安処分の制度が実際に導入されるに至っている。保安処分の厳密な定義は困難であるが4),①犯罪行為の事実を要件として,② さらなる犯罪行為から社会を保護することを主たる根拠として,③ 刑事司法制度の枠内で課される,④ 対象者に対する刑罰以外の害悪賦課ということができるだろう。わが国でも、改正刑法草案において治療処分と禁絶処分という2種の保安処分の立法提案がなされ、とくに精神医学界からの強い反対により結局頓挫するに至ったという経緯は、周知のとおりである5)。

保安処分の目的は行為者による将来のさらなる法益侵害の抑止であって、そこでの自由剝奪の正当化根拠は、行為者による犯罪行為を防止したいという社会の関心が行為者の自由権に優越するという点に求められるものとされている<sup>6)</sup>。保安処分のこのような基本的発想は、前述のポリスパワーの考え方とオーヴァーラップするところがある。精神保健福祉法による措置入院をポリスパワー、あるいは対象者の社会への危険性を根拠とするものととらえ得るのであれば、2003年に立法された医療観察法による処遇の本質を保安処分としてとらえる見解が、刑事法学を中心に強く主張されていることも、自然なことである<sup>7)</sup>。

もっとも、わが国では、後で詳しく検討するドイツの保安監置のような制度は存在しない。そのような法状況において、精神障害者だけが、危険性を理由として自由を剝奪されることは、不当な差別であろう<sup>8)</sup>。また、医療保護入院と措置入院、医療観察法による入院の処遇内容のそれぞれを見ても、そのうちのどれかが特別に自由や患者の人格への侵害度が高いものとみることも相当でないだろう<sup>9)</sup>。これらのことから、これらはいずれも、終局的には精神障害者の治療必要性を根拠とする入院制度であると理解することが正当であろう<sup>10)</sup>。実際のところ、医療観察法を保安処分として考える論者も、

治療の必要性がおよそ処遇の要件とする必要がないと主張しているわけでもない<sup>11)</sup>。ただし、以上のことが本稿で検討したい中心問題であるわけではない。

# 2. 検討すべき課題

# (1) 強制収容の正当化根拠としての犯罪危険性――その意義

わが国の精神保健福祉法や医療観察法による処遇についていまのように考えるとしても、そのことから直ちに、犯罪危険性を根拠とする自由剝奪という発想が全面的に否定されるわけではない<sup>12)</sup>。たとえば、保安監置のような制度を設けることは国際人権法上およそ不当とされているわけではなく、むしろ広く認められているともいえる<sup>13)</sup>。

もっとも、対象者の持つ社会への犯罪危険性が収容の根拠だとしても、その意義は必ずしも明らかではない。すなわち、保安処分論にせよポリスパワーの考え方にせよ、対象者の持つ犯罪危険性が自由剝奪の根拠であるということから、治療なき拘禁を許容することにまでつながることになるのだろうか<sup>14)</sup>。

本稿で検討するドイツにおける保安監置制度の急激な拡張傾向にもみてとれるように、刑罰以外の刑事司法的処分によって、重大な犯罪行為を行った者に対応しようとする刑事政策的潮流は、世界的にみて強くなっているように思われる<sup>15)</sup>。わが国でも、犯罪行為者の再犯防止とそれによる社会安全の保護ということは大きな関心事となっており、刑罰の枠外での行為者への自由制約的な対応ということが、今後立法問題となることも否定できないだろう。その際に、仮に対象者の犯罪危険性を根拠として何らかの自由制約が可能であると考えたとしても、そのような根拠の意味するところを理解し、さらにその場合の自由制約の内在的限界、あるいは、国際的な人権基準に照らしたときの限界を探ることは、有用なことであろう。

まさにこの点をめぐって、最近、ドイツ連邦憲法裁判所と欧州人権裁判所

の双方で、興味深い事例が登場した。その結果、ドイツは、大きく制度を改める必要に迫られるに至った。この事例における両者のいわば「往復書簡」 を詳細に検討することで、今後わが国での刑事政策を展開するにあたって議 論する際にも崩すことのできない前提を導き出すこともできるように思われる。

## (2) 検討の順序

本稿では、以下、次のような順序で、この問題を検討していく。

まず、議論の前提として、ドイツの保安監置制度の概略と、近時のその展開をたどる(II)。そして、保安監置の事後的延長に関する M 事件に焦点を当てる。M 氏はまず、ドイツの裁判所に不服を申し立てたが、最終的には連邦憲法裁判所が、当該収容継続を合憲と判断した(III)。しかし、M 氏のさらなる不服申し立てをうけて、欧州人権裁判所は逆に、欧州人権規約違反と判断した(IV)。その後、保安監置が事後的に延長あるいは事後的に命令された別の事案について、ドイツの連邦憲法裁判所は、明示的な判例変更によって、これらによる収容を原則違憲であると判断した(V)。本稿では、前述の観点から、ドイツでの議論をも参照しつつ、これらの判例の論理をたどっていく16)。

そのうえで、ドイツ及びヨーロッパの裁判所は、犯罪危険性による自由剝奪をどのようなものとしてとらえたのか、ドイツの議論をも参照しつつ検討していきたい (VI)。結論から言えば、対象者による社会への犯罪危険性が自由剝奪の根拠であるというとき、危険性の「存在」それ自体が自由剝奪を正当化するというわけではなく、危険性を減少させるための「処遇の必要性」こそが正当化根拠であって、保安処分として対象者の収容を行う場合でも、対象者に何らかの治療的な機会を与えうるものでなければ、当該収容は不当なものである、ということが、両者の判例の帰結であり、わが国でも今後の議論の前提とならなければならないように思われる。

# II ドイツの保安監置制度

# 1. ドイツにおける、自由剝奪を伴う保安処分の概観

# (1) 保安処分制度概観

ドイツの「改善・保安処分 (Besserungs- und Sicherungsmaßnahme)」の制度は、1933 年の刑法改正により導入された。

ドイツの現行刑法典で保安処分として定義されているのは、精神科病院収容、禁絶施設収容、保安監置、行状監督、運転免許取消し、職業禁止の6種である(ドイツ刑法61条。以下、特に言及がない限り、引用するのはドイツの法令である。また、ドイツ刑法典については、法条のみを掲げることとする)。このうち、自由 剝奪を伴う処分は、精神科病院収容、禁絶施設収容及び保安監置である(本節3.にこれらの条文の翻訳を掲げたので、適宜参照されたい)。なお、1969年の総則改正において社会治療施設(Sozialtherapeuanstalt)収容処分が創設されたが、その後保安処分としては廃止され、その後改めて刑の執行方法の一種として規定されて、現在に至っている(連邦の行刑法では、9条及び123条以下)17)。

## (2) 自由剝奪を伴う保安処分

精神科病院収容 (Unterbringung in einem psychiatrischen Krankenhaus) (63条) は,責任能力の阻却・限定が認められた行為者を対象とするものである。収容期間の上限はない。

これに対して、禁絶施設収容 (Unterbringung in einer Entziehungsanstalt) (64条) は、行為者の行為時の責任能力の有無・程度に関係なくおこなわれる。アルコール・薬物等の精神作用物質を過度に摂取して違法行為を起こす傾向 (Hang) を有する者が、その傾向に起因する犯罪行為を行った場合に、禁絶施設への収容がなされ、治療が行われる。収容は2年を上限とし、更新は許

されない。

本稿で問題となる保安監置 (Sicherungsverwahrung) の対象も、行為時の責任能力の有無・程度に関係がない。すぐ後に見るように、その規定は逐次拡張されていったため、その全体像はかなり複雑である。1969 年の総則改正による保安監置を原則形態と考えるのであれば、それは現行法の66条1項におおむね受け継がれている。この原則形態では、刑または保安処分の執行歴のある累犯者が保安監置の対象とされている。また、当時の少年裁判所法の規定では、少年に対する保安監置は行うことができなかった。

# (3) 保安処分の要件

ドイツ刑法典の規定する保安処分はいずれも、最終的には、対象者の再犯による「公共にとっての危険性(Gefährlichkeit für die Allgemeinheit)」を、自由制限の根拠としている。保安処分は刑罰とは異なり、行為に対する刑事責任とは独立に判断される。ただし、行為者が行った行為及び予期される行為の意義、及びそこから生じる危険性の程度と処分とが比例したものでなければならないという意味で、処分は比例原則に従ったものでなければならない(62条)。

このことは、前述した3種の保安処分命令の実体的及び手続的要件にも反映されている。精神科病院収容処分では責任能力に障害を生じた状態のために、禁絶施設収容処分及び保安監置では行為者の逸脱行動の傾向のために、それぞれ、「公共にとって危険」であることが、処分の終局的な要件となるのである。それぞれの処分の要件となる危険性の内容は、類型ごとに表現を違えて規定されている。保安監置の場合に要求される危険性として、原則形態では、人に対する重大な精神的、身体的、経済的被害をもたらす性質のものであることが要求され<sup>18)</sup>、他の二つの処分よりも高度のものが要求されている(他の二つの処分では、「重大な違法行為」の危険性と表現されるが、そこでいう危険性の性質は、保安監置のように特定されていない)。

# (4) 保安処分(特に保安監置)の手続とその執行方法

保安処分は、対象行為に関する判決裁判所が、判決と同時に命じるのが原 則である(後述するように、後に設けられた保安監置の事後的命令はその例外になる が、その合憲性をめぐって争われることとなった)。

対象行為が責任無能力の場合を除いて、判決裁判所は有罪判決と保安監置を同時に命じることになる。精神科病院収容処分及び禁絶施設収容処分では処分の先執行が、保安監置の場合には刑の先執行が原則である (67条1項)。

前述の保安監置の「原則形態」において、この処分を命じる手続きは以下のようなものである。まず、対象行為に有罪判決を言い渡す判決裁判所が、判決と同時に保安監置を命じる。刑罰先執行のルールであるので、まず自由刑が執行される(67条)。刑期終了時に、今度は地方裁判所の刑執行部(Strafvollstreckungskammer)が19)、当該時点で実際に保安監置を言い渡すための要件、端的に言えば社会への危険性がなお存在しているかを、レヴューすることになる。すなわち、ドイツにおいては、保安処分では「自動的収容」の制度とはなっていない。収容開始後は、保安監置では2年ごとにレヴューが行われる(67条のe第2項)。

## (5) 保安監置の特殊性

前述したように、ドイツにおいて、保安処分はいずれも、行為者の持つ「公共にとっての危険性」を根拠としてその自由権を制約する制度である。もっとも、精神科病院収容処分では精神障害の治療、禁絶施設収容処分では薬物依存の治療が、処遇の具体的内容をなす。この点を強調するならば、これらの処分では、副次的なものと説明するにせよ、自由制約の実質的根拠として治療的処遇の必要性が全面的に考慮されているとみることは容易である<sup>20)</sup>。

これに対して、保安監置の場合、精神科病院収容処分や禁絶施設収容処分 と全く同じような意味における治療必要性ということは認めにくい。これら の処分と同じような意味で、治療的処遇の必要性を自由制約の根拠として持ち出すことは困難である<sup>21)</sup>。この意味で、保安監置こそが「本当の」保安処分であると評価できるわけである<sup>22)</sup>。

このような事情から、自由剝奪の根拠としての犯罪危険性の意義及びその 限界という問題を考えるにあたって、保安監置をめぐる議論は格好のモデル となりうるのである。

# 2. ドイツ保安監置制度の展開

## (1) ナチス期の保安監置制度と戦後の総則改正

前述のように、保安監置は、ナチスが政権をとった 1933 年に、いわゆる 常習犯罪者法による刑法改正によって導入されたものであった。その後、さ らにその適用範囲が少年にまで拡張されている。戦後も、少年に対する保安 監置が廃止された点を除いて、保安監置の規定はしばらくそのまま存置され ていた。

保安監置が前述のような形態になったのは、1969年の総則改正のときである。この改正によって保安監置の要件はいくつかの点で厳格化されたが、本稿との関係で特に重要な点として、初回の保安監置執行について、更新なしの10年という期間制限が設けられた点がある。また、若年成人に対する保安監置も、このときにいったん廃止された。

この総則改正の時期以降,保安監置収容が新たに開始される例もごく少なくなっていった $^{23}$ )。1996年には保安監置による被収容者数が 176人と,底を打った $^{24}$ )。この時期には,保安監置を廃止するような立法論すら展開されていたのである $^{25}$ )。

# (2) 初回の保安監置にかかる期間制限の撤廃と、保安監置の事後的延長

前述のような状況は 1998 年の法改正を機に急激に拡張し始め, 2009 年に欧州人権裁判所の規約違反判決まで続いていくことになる<sup>26)</sup>。1998 年改正

の契機としては、ベルギーで発生した性犯罪事件と、その直後の連邦議会選挙の影響が指摘されている<sup>27)</sup>。

1998年改正28)では、刑法66条に第3項が追加され、一定の重大罪種について保安監置の要件が緩和されるとともに、一定の累犯者であれば刑または保安処分の執行歴のない場合にも保安監置が可能な類型が創設された。

さらに、保安監置期間の上限が撤廃された (67条のd)。従来の 10年という期間は、裁判所の慎重なレヴューを要求する趣旨の規定に改められたのである<sup>29)</sup>。そして、刑法施行法 1条の a 第 2 項によってこの改正に遡及効が発生し、改正前の法律によってすでに保安監置命令を受けていたもの (いわゆる旧法下事例 (Altfalle)) に関しても、10年という期間を越えて、保安監置収容の期間を事後的に延長できることとされた (以下、このような場合を、「保安監置の事後的延長」という)。

# (3) 留保付き保安監置

さらに、2002年には、留保付き保安監置 (vorbehaltene Sicherungsverwahrung) の規定が新設された (66条の a)<sup>30)</sup>。これは、判決裁判所が有罪判決時に留保付で保安監置を命じ、仮釈放の 6 か月前の段階で刑執行部の判断で保安監置命令が確定的になされることになるという制度である。それまでの保安監置では判決裁判所が有罪判決時に確定的に命令を行うことから、危険性予測の基礎資料が有罪判決時までのものに限られていた。この範囲を、時間的に執行中にまで延長したのである。

# (4) 保安監置の事後的命令(事後的保安監置)

他方、この当時、州レヴェルでは、判決裁判所が有罪判決を言い渡す際に保安監置命令を行っていなかった場合にも、保安監置の事後的命令を認める立法例(いわゆる犯罪者収容法(Straftäterunterbringungsgesetze))が設けられるようになっていた。2004年、この種の立法例が連邦憲法裁判所によって違憲とされた<sup>31)</sup>。これは、保安処分に関する事項は基本法 74条 1 項 1 号にいう

「刑法」に該当し、連邦の立法管轄に属するという理由によるものだった。 この判決を受けて、2004年に刑法が改正され<sup>32)</sup>、連邦レヴェルで事後的 保安監置(nachträgliche Sicherungsverwahrung)の制度が導入された(66条のb。 保安監置の事後的延長事案と区別するため、以下、本稿では、この場合を「保安監置の事 後的命令」という)。この改正で、重大犯罪によって5年以上の自由刑の判決 を受けた者については、初犯者も保安監置の事後的命令の対象とされるに 至った。保安処分の前提となる対象者の危険性は、保安監置の他の類型より も高いものが要求され、他人に対する身体的又は精神的に重大な加害行為が 予期される場合に限られるものとされた。

2004年に導入された制度では、事後的命令の根拠となる危険性が、刑執 行終了時までに知られえた新たなものとされていた。連邦通常裁判所はその 後、有罪判決の時点で危険性が明らかにしうるものだった場合には事後的命 令の要件を欠く旨、判断した<sup>33)</sup>。立法府はこれに対応して、2007年にこの 規定を改正して刑法 66条のb第1項に第2文を追加し、判決裁判所が法律 の根拠がなかったために判決時に保安監置を命じえなかった場合全般に、事 後的命令が可能となるに至った<sup>34)</sup>。

## (5) 少年及び若年成人に対する保安監置

成人に対する保安監置が拡張されていく一方で,2003年の法改正以降, 少年や若年成人に対する保安監置も復活し,さらに拡張の一途をたどって いった。

2003年の少年裁判所法改正<sup>35)</sup>では、留保付き保安監置が、一般刑法によって有罪判決を受けた若年成人にも導入された(少年裁判所法 106条)。ただし、このときには、改正法の適用は、法律施行後に行われた対象行為に限定されていた。

その後,2004年の法改正<sup>36)</sup>で少年裁判所法が改正され、一般の刑法典に 従って有罪判決を行う場合及び精神科病院収容処分を終了する場合について は、若年成人にも保安監置の事後的命令を行うことが可能となった(少年裁 判所法 106条)。 さらに、2008年の法改正<sup>37)</sup>では、保安監置の事後的命令の範囲が、少年にも全面的に拡張された(少年裁判所法 7条)。これらの事後的命令に関する改正法は、改正法施行前に行われた対象行為にも適用を認めるものであった<sup>38)</sup>。

以上みてきたように、保安監置制度は成人、若年成人、少年のいずれにおいても著しく拡張され、保安監置の「ルネッサンス」と呼ぶべき様相を呈するに至った。このことは統計的な数値にも表れている。1990年と2009年を比較して、保安監置の言渡し件数は31件から92件へと増加し、被収容者数も182人から465人へと飛躍的増加を遂げたのである<sup>39)</sup>。

# (6) その後の法状況

本稿で以下問題とする諸事件を取り巻く法状況は、以上のようなものだった。 その後の状況は、後に詳細に紹介することとなるが、ここでも簡単に紹介しておきたい。

初回の保安監置収容下にあった M 氏は、1998 年の法改正によりその保安 監置収容が事後的に延長された。M 氏はこの事後的延長の合憲性を争った ものの、2004 年、連邦憲法裁判所は当該規定を合憲と判断し、M 氏の主張 を退けた<sup>40)</sup>。M 氏はさらに欧州人権裁判所に異議申立を行った。これを受 けた欧州人権裁判所は、2009 年、当該規定が欧州人権規約違反であると判 断した<sup>41)</sup>。

この欧州人権裁判所判決を受けて、ドイツの立法府は早急な対応を迫られた。この結果、それまで急速に拡張していった保安監置の諸規定が大きく見直されることとなった。2010年の改正<sup>42)</sup>では、刑法 66条に規定する保安監置の「原則形態」にかかる部分についても、対象行為の罪種を限定するとともに、収容の根拠となる危険性として経済的損害を生じさせる危険性を排除する形で要件を厳格化させた。そして何より、この改正では、刑法から、保安監置の事後的命令の制度は一部を除いて廃止され、その代わりに留保付き保安監置を言い渡せる場合が拡張された。もっとも、対象行為の少なくとも

ひとつが改正法施行後に行われたものである場合に適用が限られたため、M 氏のような事後的延長の規定により 10 年を超えて収容が継続している事 案、いわゆる旧法下事例については依然として保安監置収容下に置かれるこ ととされた。

また、保安監置を事後的に命じることができなくなったことと対応して、いわゆる治療収容法 (Therapicunterbringungsgesetz; ThUG) が制定された<sup>43)</sup>。これは、欧州人権裁判所が当該事案の収容を、対象者に「精神障害」(欧州人権規約5条1項e号) がある場合に限って認める余地を残したことに対応したものだった。これは、欧州人権裁判所判例のためにこれ以上の保安監置収容が不可能となった者のうち、精神障害に罹患し、そのために公共に対する危険性が認められた対象者にかぎって、民事裁判所が、自由刑執行と完全に分離された精神科病院に収容することを認める趣旨の法律である。

以上のような形で立法対応がなされたものの、保安監置の事後的延長により、あるいは事後的命令を受けて既に収容されているものについて、その収容継続の合憲性をめぐってはドイツの裁判所でも対応が分かれていた。他方、M氏同様に保安監置が事後に延長されていた事案について、欧州人権裁判所が立て続けに規約違反の判断を示していた440。そのような状況の中で、ドイツ連邦憲法裁判所は、2011年、ついに、成人の累犯者に対する保安監置の事後的延長事案、初犯の少年に対する保安監置の事後的命令、及び累犯の成人に対する保安監置の事後的命令について、そのすべてを違憲とする判決を出すに至ったのである450。同時に、連邦憲法裁判所は2013年5月31日までに保安監置制度全般にわたる立法を要求するとともに、その間、同裁判所の設定した厳格な基準に従って事後的延長及び事後的命令による収容を継続する余地をも認めていた。

このような法状況の中で、2012年12月の法律によって刑法及び少年裁判所法が改正され、2013年6月1日に施行されるに至った<sup>46)</sup>。特に、連邦憲法裁判所判決の要求に応じて、刑法に66条のcの規定を新設し、保安監置施設に要求される処遇態勢を詳細に規定するとともに、監置に先立つ刑の執

行においても手厚い処遇を要求したのが重要な改正点である。また,2010年の法律でもなお維持されていた少年裁判所法上の事後的保安監置規定は,全面的に削除された<sup>47)</sup>。そして、刑法施行法の改正により、この改正や2010年の改正以前の法律に基づいて収容が継続されていた事後的延長・命令の対象者も、「精神障害」に罹患し、そのために公共に対する危険性が認められた場合を例外として、それ以上の収容継続は許されないこととされたのである。

# 3. 参照:自由剝奪を伴う保安処分制度の参照条文

以下,本稿の議論の前提ともなるので,参考までに,ドイツ刑法 61条から 67条の h まで,並びに少年裁判所法 7条及び 106条の条文の翻訳を掲げる。

前述したように、1969年の総則改正による条文は、社会治療処分(旧65条)が削除された点を除いて、① 1998年改正時までほぼ維持された。その後、前述のように何度も改正を経て「極大化」したのが、② 2008年から2010年にかけての時期であったといえよう。その後、以下で検討する M事件の欧州人権裁判所での規約違反判決を受けた ③ 2010年の改正により、保安監置制度の拡張傾向は後退を余儀なくされた。さらにその2010年改正法についても、連邦憲法裁判所の違憲判決により改正が迫られた結果、2012年に再度改正がなされて、現在に至っている。このような経緯を踏まえて、いま述べた二つの判例を検討する前提となる①、②及び③の段階での条文を、対照表の形で掲げることとした48)。

訳文中,実線の下線で示した部分は当該改正によって追加された部分,点線の下線で示した部分はその後の改正で削除された部分である。②について二重下線で示した部分は,①から②の段階までに追加され,③の段階で削除された条文である。また,③の段階の条文のうち,2011年の連邦憲法裁判所判決で基本法違反が宣言されていたもの49)を,斜体で示す。なお、訳文

中[]で示したのは、訳者において補充した部分である。

# (1) ドイツ刑法典 (61条-67条のh)

1000 年7年工会	2010 年改正前 50)	2010 (#7b T n± ±51)
1998 年改正前		2010 年改正時点51)
第7章 保安処分	第7章 保安処分	第7章 保安処分
[第1款 総則]	[第1款 総則]	[第1款 総則]
(概観)	(概観)	(概観)
第61条 改善保安処分は,	第61条 改善保安処分は,	第61条 改善保安処分は,
以下の通りとする。	以下の通りとする。	以下の通りとする。
一 精神科病院収容	一 精神科病院収容	一 精神科病院収容
二 禁絶施設収容	二 禁絶施設収容	二 禁絶施設収容
三 保安監置収容	三 保安監置収容	三 保安監置収容
四行状監督	四行状監督	四行状監督
五 運転免許取消	五 運転免許取消	五 運転免許取消
六 職業禁止	六 職業禁止	六 職業禁止
(11,/01)=(10)	(11,701 = 201)	/ 1.1. /rol red ant \
(比例原則) 第62条 改善保安処分は、	(比例原則)	(比例原則) 第62条 改善保安処分は,
第62条 以善床安処方は、 行為者が行った行為及び	第62条 改善保安処分は, 行為者が行った行為及び	# 62 衆   以善保安処方は,
予期される行為の意義、	予期される行為の意義、	予期される行為の意義,
並びにこれらの行為に由	並びにこれらの行為に由	並びにこれらの行為に由
来する危険の程度に比例	来する危険の程度に比例	来する危険の程度に比例
しない場合には、命じて	しない場合には、命じて	しない場合には, 命じて
はならない。	はならない。	はならない。
12/2 9/2 4/6	12/2 2/2 4/2	12/2 9/2 10
[第2款] 自由剝奪を伴う	[第2款] 自由剝奪を伴う	[第2款] 自由剝奪を伴う
処分	処分	処分
	, , ,	
(精神科病院収容)	(精神科病院収容)	(精神科病院収容)
第63条 責任無能力(第	第63条 責任無能力(第	第63条 責任無能力(第
20条) 又は限定責任能力	20条) 又は限定責任能力	20条) 又は限定責任能力
(第21条)の状態で違法	(第21条)の状態で違法	(第21条)の状態で違法
な行為を行った者が、当	な行為を行った者が、当	な行為を行った者が、当
該行為者及びその行為を	該行為者及びその行為を	該行為者及びその行為を
総合評価した結果、その	総合評価した結果、その	総合評価した結果、その
状態を理由とする重大な	状態を理由とする重大な	状態を理由とする重大な
違法行為が予期されるた	違法行為が予期されるた	違法行為が予期されるた

1998 年改正前	2010 年改正前	2010 年改正時点
め、公共にとって危険で あることが明らかとなっ た場合には、裁判所は、 精神科病院収容を命じる。	め、公共にとって危険で あることが明らかとなっ た場合には、裁判所は、 精神科病院収容を命じる。	め、公共にとって危険で あることが明らかとなっ た場合には、裁判所は、 精神科病院収容を命じる。
(禁絶施設収容)	(禁絶施設収容)	(禁絶施設収容)
第64条 ① アルの物に ② アルの物に ② アルののでは ③ アルののでは ※ できない ※ できない がって がった ※ できない がった ※ できない がった ※ できない がった	第64条 アルルのない では、	第64条 アルの合き では、 に治でにそ大る具料を有たを理を責しが由渡、な存は。 に治でにそ大る具のなこれが では、 これに では これに これに では これに では これに では これに では これに では これに
	体的な見込みがある場合 にしか行わない。	体的な見込みがある場合 にしか行わない。
② 禁絶治療が最初から見	1-07-1347-65-0	1-00 1145.00
込みがないと認めるとき は、命令は行わない。		

第65条 削除

第65条 削除

第 65 条 削除

1998 年改正前	2010 年改正前	2010 年改正時点
(保安監置収容)	(保安監置収容)	(保安監置収容)
第66条 ① 裁判所は,	第66条 ① 裁判所は,	第66条 ① 裁判所は,
故意の犯罪行為により,	故意の犯罪行為により,	以下の各号のすべてに該
2年以上の有期自由刑の	2年以上の有期自由刑の	当する場合は、刑に併科
言渡しを受けた者が, 以	言渡しを受けた者が, 以	して保安監置を命じる。
下の各号のすべてに該当	下の各号のすべてに該当	第1文第1号6の犯罪行
する場合は、刑に併科し	する場合は、刑に併科し	為としての区分について
て保安監置を命じる。	て保安監置を命じる。	は,第12条第3項の規
		定を準用し、第1文第1
		号cに掲げる行状監督の
		終了については,第68
		条のb第1項第4文の規
		定を準用する。
		一次に掲げる故意の犯
		罪行為のいずれかによ
		り,2年以上の自由刑
		に処すること
		a 生命、身体の完全
		性, 個人の自由又は 性的自己決定に対す
		注的自己決定に対す   る行為
		b 各則第1章, 第7
		章,第20章若しく
		は第28章, 又は国
		際刑法典若しくは麻
A. T.	OPPRINTED AND ADDRESS OF THE ADDRESS	薬取締法に規定さ
		れ、かつ法定刑の上
		限が10年以上と定
		められる行為
		c 第 145 条の a の構成
		要件を充たす行為で
		あって、本号aない
		しりに掲げる犯罪行
	***************************************	為を理由として行状
		監督が開始されるも
		の, 又は第323条の
		aの構成要件を充た
		す行為であって, 酩
		酊下で行った違法行

- 一 行為者が、新たな行 為の前に行った故意の 犯罪行為を理由とし て, 既に2度, それぞ れ1年以上の自由刑の 言渡しを受けているこ ٤
- 二 行為者が,前号に掲 げる行為の1個又は数 個を理由として,新た な行為の前に,2年以 上の自由刑の執行を終 え、若しくは自由剝奪 を伴う改善保安処分の 執行を受けていること
- 三 行為者及びその行為 を総合評価した結果, 当該行為者が、 重大な 犯罪行為,特に、被害 者の精神若しくは身体 を著しく侵害する犯罪 行為, 又は重大な経済 的損害を引き起こす犯 罪行為への傾向のゆえ に,公共にとって危険 であることが明らかで あること
- ② それぞれ1年以上の自 由刑を科すべきものとす る故意の3個の犯罪行為 を行った者に、これらの 行為の1個又は数個を理 由として3年以上の有期 自由刑を言い渡す場合に は,裁判所は,かつて有 罪判決又は自由剝奪を受

- ー 行為者が、新たな行 為の前に行った故意の 犯罪行為を理由とし て、既に2度、それぞ れ1年以上の自由刑の 言渡しを受けているこ
- 二 行為者が, 前号に掲 げる行為の1個又は数 個を理由として, 新た な行為の前に、2年以 上の自由刑の執行を終 え, 若しくは自由剝奪 を伴う改善保安処分の 執行を受けていること
- 三 行為者及びその行為 を総合評価した結果, 当該行為者が、重大な 犯罪行為、特に、被害 者の精神若しくは身体 を著しく侵害する犯罪 行為, 又は重大な経済 的損害を引き起こす犯 罪行為への傾向のゆえ に, 公共にとって危険 であることが明らかで あること
- ② それぞれ1年以上の自 ② 前項第1号に掲げる種 由刑を科すべきものとす る故意の3個の犯罪行為 を行った者に、これらの 行為の1個又は数個を理 由として3年以上の有期 自由刑を言い渡す場合に は、裁判所は、かつて有 罪判決又は自由剝奪を受

- 為が本号aないしb に掲げるもの
- 二 行為者が, 前号に掲 げる種類の犯罪行為で あって新たな行為の前 に行ったものを理由と して、既に2度、それ ぞれ1年以上の自由刑 の言渡しを受けている ے ک
- 三 行為者が, 前号に掲 げる行為の1個又は数 個を理由として、新た な行為の前に、2年以 上の自由刑の執行を終 え, 若しくは自由剝奪 を伴う改善保安処分の 執行を受けていること
- 四 行為者及びその行為 を総合評価した結果, 当該行為者が, 重大な 犯罪行為,特に、被害 者の精神若しくは身 体を著しく侵害する犯 罪行為への傾向のゆえ に, 有罪判決の時点に おいて公共にとって危 険であることが明らか であること
- 類の犯罪行為であってそ れぞれ1年以上の自由刑 を科すべきものとされる ものを3個行った者に. これらの行為の1個又は 数個を理由として3年以 上の有期自由刑を言い渡 す場合には, 裁判所は,

# 1998 年改正前

# 2010 年改正前

## 2010 年改正時点

けた(前項第1号及び第 2号) ことがないときで あっても、前項第3号に 掲げる要件の下で刑に併 科して保安監置を命じる ことができる。

けた(前項第1号及び第 2号) ことがないときで あっても、前項第3号に 掲げる要件の下で刑に併 科して保安監置を命じる ことができる。

かつて有罪判決又は自由 剝奪を受けた(前項第1 文第2号及び第3号) ことがないときであって も、前項第4号に掲げる 要件の下で刑に併科して 保安監置を命じることが できる。

③ 重罪又は第174条ない ③ 重罪であって第1項第 し第174条のc, 第176 条,第179条第1項ない し第4項,第180条, 第182条, 第224条若し くは第225条第1項若し くは第2項に規定する犯 罪行為若しくは第323条 のaに規定する故意の犯 罪行為(酩酊下で行われ た行為が先に掲げた違法 行為の一をなすものに限 る。) を理由として, 2年 以上の自由刑を言い渡す 場合で、当該行為者が、 新たな行為の前に行った これらの犯罪行為のひと つ以上を理由として, 既 に1度,3年以上の自由 刑の言渡しを受けてお り, かつ, 第1項第2号 及び第3号に掲げる要件 を充たすときには、裁判 所は, 刑に併科して保安 監置を命じることができ る。前文に掲げた種類の 犯罪行為であって、それ ぞれ2年以上の有期自由 刑を科すべきとされるも のを2個行った者に,こ れらの行為の1個又は数

1文第1号a若しくはb に定める要件を充たする の, 又は第174条ないし 第 174 条の c, 第 176 条, 第179条第1項ないし第 4項, 第180条, 第182 条, 第 224 条若しくは第 225条第1項若第225条 第1項若しくは第2項に 規定する犯罪行為若しく は第 323 条の a に規定す る故意の犯罪行為(酩酊 下で行われた行為が先に 掲げた違法行為の一をな すものに限る。) を理由 として、2年以上の自由 刑を言い渡す場合で、当 該行為者が, 新たな行為 の前に行ったこれらの犯 罪行為のひとつ以上を理 由として、既に1度、3 年以上の自由刑の言渡し を受けており、かつ、第 1項第1文第3号及び第 4号に掲げる要件を充た すときには、裁判所は、 刑に併科して保安監置を 命じることができる。前 文に掲げた種類の犯罪行 為であって、それぞれ2

③ 合一刑を言い渡す有罪
判決は,第1項第1号に
おいては1個の有罪判決
とみなす。未決勾留その
他の自由剝奪が自由刑に
算入される場合は、これ
を第1項第2号の執行を
終えた刑とみなす。前の
行為と次の行為との間に
5年以上が経過したとき
は、前の行為は考慮しな
い。行為者が官庁の命令
に基づき施設に収容され
ていた期間は、期間に算
入しない。本法の場所的
適用範囲外で有罪判決の
言渡しを受けた行為は、
ドイツ刑法によれば故意
の犯罪行為に当たるもの
であるときには、本法の
適用範囲内で有罪判決の

言渡しを受けた行為とみ

1998 年改正前

個を理由として3年以上 の自由刑を言い渡す場合 には、裁判所は、かつて 有罪判決又は自由剝奪を 受けた(前項第1号及び 第2号) ことがないとき であっても、第1項第3 号に掲げる要件の下で刑 に併科して保安監置を命 じることができる。第1 項及び第2項の適用を妨 げない。

2010 年改正前

判決は,第1項第1号に おいては1個の有罪判決 とみなす。未決勾留その 他の自由剝奪が自由刑に 算入される場合は, これ を第1項第2号の執行を 終えた刑とみなす。前の 行為と次の行為との間に 5年以上が経過したとき は,前の行為は考慮しな い。行為者が官庁の命令 に基づき施設に収容され ていた期間は、期間に算 入しない。本法の場所的 適用範囲外で有罪判決の 言渡しを受けた行為は, ドイツ刑法によれば故意 の犯罪行為, ただし前項 の場合にあっては前項第 1文に掲げる犯罪行為の 一に当たるものであると

きには, 本法の適用範囲

2010 年改正時点

年以上の有期自由刑を科 すべきとされるものを2 個行った者に、これらの 行為の1個又は数個を理 由として3年以上の自由 刑を言い渡す場合には, 裁判所は,かつて有罪判 決又は自由剝奪を受けた (前項第1号及び第2号) ことがないときであって 3, 第1項第1文第4号 に掲げる要件の下で刑に 併科して保安監置を命じ ることができる。第1項 及び第2項の適用を妨げ ない。

④ 合一刑を言い渡す有罪 ④ 合一刑を言い渡す有罪 判決は, 第1項第1文 第2号においては1個の 有罪判決とみなす。未決 勾留その他の自由剝奪が 自由刑に算入される場合 は, これを第1項第1文 第3号にいう執行を終え た刑とみなす。前の行為 と次の行為との間に5年 以上が、ただし性的自己 決定に対する犯罪行為に あっては、15年以上が 経過したときは、前の行 為は考慮しない。行為者 が官庁の命令に基づき施 設に収容されていた期間 は、期間に算入しない。 本法の場所的適用範囲外 で有罪判決の言渡しを受 けた行為は, ドイツ刑法 によれば第1項第1文第 1号に掲げる犯罪行為,

なす。

1998 年改正前	2010 年改正前	2010 年改正時点
	内で有罪判決の言渡しを 受けた行為とみなす。	ただし前項の場合にあっては前項第1文に掲げる 犯罪行為の一に当たるも のであるときには、本法 の適用範囲内で有罪判決 の言渡しを受けた行為と みなす。
	(保安監置収容の留保) 第66条のa ① 前条第3 項第1文に掲げる犯罪行 為の一を理由として有罪 を言い渡す際に、行為者 が前条第1項第3号にい う公共にとって危険か否 かを十分な確実性をもっ て判断できない場合で、 前条第3号のその他の要 件を充たしているときに は、裁判所は、保安監置 の命令を留保することが できる。	(保安監置収容の留保) 第 66 条の a ① 裁判所 は,以下の各号のすべて に該当する場合には、判 決において保安監置の命令を留保する。 一 前条第 3 項第 1 文に 掲げる犯罪行為の一言 選すこと 一 1 1 1 2 2 5 1 1 2 5 1 1 2 5 1 1 2 1 2 1

1998 年改正前	2010 年改正前	2010 年改正時点
		第 255 条を併せて適用
		する場合を含む。)に
		規定する重罪の1個又
		は数個を理由として、
		5年以上の有期自由刑
		を言い渡すこと
		二 前条の要件を充たさ ないこと
		<u>ないこと</u> 三 前条第1項第4号の
		要件の存在を、十分な
		確実性をもって認定で
		きるか、少なくともそ
		れが蓋然的であること
	② 裁判所は、保安監置命	③ 第一審の裁判所は、自
OF THE PROPERTY AND ADDRESS OF THE PROPERTY ADDRESS OF THE PROPERT	令に関する決定を, 第 57	由刑の執行が満了するま
	条第1項第1文第1号,	での間に限り、第1項又
ALL MANAGEMENT AND	第57条のa第1項第1	は前項の規定により留保
	文第1号(刑事訴訟法 第454条のb第3項が併	された保安監置命令に関
	第 454 条の b 第 3 項が併 せて適用される場合を含	して判断することができる。  る。  建刊の執行を強予さ
	む。)の定める残刑の執	る。残刑の執行を猶予された者につき残刑を執
	行猶予が可能となる時点	行する場合も、同様であ
	から遅くとも6月前に行	る。有罪の言渡しを受け
	う。有罪の言渡しを受け	た者、その行為、及び補
	た者、その行為及び刑執	充的に裁判時までのその
	行中のその改善の程度を	改善の程度を総合評価し
	総合評価した結果、対象	た結果、対象者による、
	者による、被害者の精神	被害者の精神若しくは身
-	若しくは身体を著しく侵	体を著しく侵害する重大
	害する重大な犯罪行為が	な犯罪行為が予期され
	予期されることが明らか	ることが明らかな場合に
	な場合には、裁判所は、 保安影響を命じる	は、裁判所は、保安監置
	<u>保安監置を命じる。</u> ③ 残刑の執行猶予に関す	を命じる。
	る決定は、前項第1文の	
	決定が確定した後にの	
	み, 行うことができる。	
	ただし, 第57条第2項	
	第2文の要件が存在しな	

1998 年改正前	2010 年改正前	2010 年改正時点
	いことが明らかな場合に は、この限りでない。	
	(保安監置収容の事後的命 令)	(保安監置収容の事後的命 令)
	第 66 条 の b ① 生命, 身 体の完全性, 人身の自由	第 66 条の b
	若しくは性的自己決定 に対する重罪若しくは第	
	<u>250 条及 び第 251 条(第</u> <u>252 条若しくは第 255 条</u>	
	が併せて適用される場合 を含む。) の定める重罪	
	の一を理由とする有罪判 決,又は第66条第3項	
	第1文に掲げる軽罪の一 を理由とする有罪判決の	
	後, これらによる自由刑 の執行の終了前に, 当該	
	有罪の言渡しを受けた者 が公共にとって著しく危	
	険であることを示す事実 が認め得る場合で、当該	
	有罪判決を受けた者, そ の行為, 及び補充的に執	
	行中におけるその改善の 程度を総合評価した結	
	果、対象者が被害者の精 神若しくは身体を著しく	
	侵害する重大な犯罪行為 を行うであろうことが,	
	高度の蓋然性をもって明 らかとなり、かつ、保安	
	<u>監置の事後的命令に関する裁判の時点において</u>	
	第66条のその他の要件 が充たされているときに	
	は,裁判所は,保安監置 収容を事後的に命じるこ	

1998 年改正前	2010 年改正前	2010 年改正時点
	とができる。有罪判決の	
	時点において法的根拠と	
	の関係で保安監置を命じ	
	ることができなかった場	
	合には、裁判所は、第1	
	文に掲げる事実として,	
	有罪判決の時点において	
	既に認め得た事実をも考	
	<u>慮する。</u>	
	② 生命, 身体の完全性,	
	人身の自由, 性的自己決	
	定に対する重罪若しくは	
	第 250 条 及 び 第 251 条	
	(第 252 条若しくは第 255	
	条が併せて適用される場合なるように	
	<i>合を含む。)に規定する</i> 季期の1個又は数個も開	
	<u>重罪の1個又は数個を理</u> 由とする5年以上の自由	
	刑を言い渡す有罪判決の	
	後に、前項第1文に掲げ	
	る事実を認め得る場合	
	で、当該有罪の言渡しを	
	受けた者, その行為, 及	
	び補充的に刑執行中にお	
	けるその改善の程度を総	
	合評価した結果、当該対	
	象者が、被害者の精神若	
	しくは身体を著しく侵害	
	する重大な犯罪行為を行	
	うであろうことが、高度	
	の蓋然性をもって明らか	
	となったときは、裁判所	
	は、保安監置収容を事後	
	的に命じることができる。	destribute that the settle that a first order on the second
	③ 精神科病院収容の終了	精神科病院収容の終了
	に関する裁判の時点でそ	に関する裁判の時点でそ の収容の理由となった責
	<u>の収容の理由となった責</u> 任能力が阻却又は限定さ	の収容の理由となった頁 任能力が阻却又は限定さ
	在能力が阻却又は限定された状態がなかったため	<b>は能力が阻却又は限足された状態がなかったため</b>
	ルレに状態がながつだだめ	*いた仏器がながつだだめ

1998 年改正前	2010 年改正前	2010 年改正時点
	に、第67条のd第6項 の規定によって精神科病 院収容の終了が宣告され た場合で、以下の各号の すべてに該当するときに は、裁判所は、保安監置 収容を事後的に命じるこ とができる。	に、第67条の d 第6項の規定によって精神科病院収容の終了が宣告された場合で、以下の各号のすべてに該当するときには、裁判所は、保安監置収容を事後的に命じることができる。第63条に規定する収容に引き続き、それと同時に命じられた自由刑の全部又は一
		那をなお執行しなければ ならない場合も,同様と
	一 第 66 条 第 3 項 第 1	<u>する。</u> 一 第 66 条 第 3 項 第 1
	文に掲げた行為の2個 以上を理由として第	文に掲げた行為の2個 以上を理由として第
	63条の規定による対象者の収容が命じられ	63条の規定による対象者の収容が命じられ
	ていること, 又は, 第 63条に規定による収容	ていること, 又は, 第 63条に規定による収容
	の理由となる行為の前に、対象者が、第66	の理由となる行為の前に、対象者が、第66
	条第3項第1文に掲げ る行為の1個又は数個	条第3項第1文に掲げ る行為の1個又は数個
	を理由として、対象者が、既に1度、3年以	を理由として、対象者 が、既に1度、3年以
	上の自由刑の言渡しを 受け若しくは精神科病	上の自由刑の言渡しを 受け若しくは精神科病
	院に収容されていた場 合であること	院に収容されていた場 合であること
	二 対象者及びその行 為,及び補充的に処分	二 対象者及びその行 為,及び補充的に <u>裁判</u>
	<u>執行中におけるその改</u> 善の程度を総合評価し	<u>の時点までの</u> その改善 の程度を総合評価した
	た結果,被害者の精神 若しくは身体を著しく	結果,被害者の精神若 しくは身体を著しく侵
	侵害する重大な犯罪行 為を行うであろうこと	害する重大な犯罪行為 を行うであろうことが,

1998 年改正前	2010 年改正前	2010 年改正時点
	が、高度の蓋然性を	高度の蓋然性をもって
	もって明らかであるこ	明らかであること
	<u> </u>	
		52)
(執行の順序)	(執行の順序)	(執行の順序)
第67条 ① 第63条及び	第67条 ① 第63条及び	第67条 ① 第63条及び
第64条の定める施設収	第64条の定める施設収	第64条の定める施設収
容を自由刑に併科して命	容を自由刑に併科して命	容を自由刑に併科して命
じる場合には、処分は刑	じる場合には、処分は刑	じる場合には、処分は刑
の前に執行する。	の前に執行する。 ② 前項の規定にかかわら	の前に執行する。 ② 前項の規定にかかわら
② 前項の規定にかかわらず、処分の目的がより容	ず、処分の目的がより容	② 前項の規定にかかわら   ず,処分の目的がより容
易に達せられる場合に	易に達せられる場合に	易に達せられる場合に
は、裁判所は、刑の全部	は、裁判所は、刑の全部	は、裁判所は、刑の全部
又は一部を処分の前に執	又は一部を処分の前に執	又は一部を処分の前に執
行すべきことを決定する。	行すべきことを決定する。	行すべきことを決定する。
	3年以上の有期自由刑に	3年以上の有期自由刑に
	併科して禁絶施設収容を	併科して禁絶施設収容を
	命じる場合には,裁判所	命じる場合には,裁判所
and a second	は、刑の一部を処分の前	は, 刑の一部を処分の前
	に執行すべきことを命じ	に執行すべきことを命じ
	る。処分の前に執行すべ	る。処分の前に執行すべ
	き刑は、刑及びその後の	き刑は、刑及びその後の
	収容の後に第5項第1文	収容の後に第5項第1文
	の規定する裁判が可能と	の規定する裁判が可能と
	なるように量定しなけれ	なるように量定しなけれ
	ばならない。また、有罪の言葉した受けた者が国	ばならない。また、有罪
	の言渡しを受けた者が国 外退去を義務付けられる	の言渡しを受けた者が国 外退去を義務付けられる
	場合、及び、刑の執行を	場合、及び、刑の執行を
	終えるまでの間に又は刑	終えるまでの間に又は刑
	-11.0 0 0 0 1 N led (-) (00/ld	

の執行を終えた直後に本

法の場所的適用範囲内に

滞在しなくなることが予

期されうる場合には,裁

判所は, 処分の前に刑を

執行すべきことを決定し

の執行を終えた直後に本

法の場所的適用範囲内に

滞在しなくなることが予

期されうる場合には,裁

判所は, 処分の前に刑を

執行すべきことを決定し

#### 1998 年改正前

# 2010 年改正前

#### 2010 年改正時点

③ 裁判所は,有罪を言い ③ 裁判所は,有罪を言い ③ 裁判所は,有罪を言い 渡された者の人格に関す る事情から適切と思われ るときは、前項に定める 命令を, 事後的に行い, 変更し, 若しくは破棄す ることができる。

- なければならない。
- 渡された者の人格に関す る事情から適切と思われ るときは、前項第1文又 は第2文に定める命令 を, 事後的に行い, 変更 し、若しくは破棄するこ とができる。裁判所は、 前項第4文に定める命令 も、事後的に行うことが できる。前項第4文の命 令が行われた場合で、有 罪の言渡しを受けた者が 刑の執行を終えるまでの 間に又は刑の執行を終え た直後に本法の場所的適 用範囲内に滞在しなくな ることが予期されるとき は、この命令を破棄する。
- を刑の前に執行すると きは,執行すべき刑期の 3分の2までを限度とし て, 処分の執行期間を刑 に算入する。
- りでない。 ⑤ 処分を刑又は残刑の前 ⑤ 処分を刑又は残刑の前 ⑤ 処分を刑又は残刑の前 に執行する場合で、刑期 の2分の1が終了したと きには、裁判所は、第57 条第1項第1文第2号及 び第3号の要件の下に、 残刑の執行を猶予するこ とができる。残刑の執行 が猶予されない場合は,

を刑の前に執行すると

きは、執行すべき刑期の

3分の2までを限度とし

て, 処分の執行期間を刑

に算入する。ただし、裁

判所が67条のd第5項 第1文の規定に定める命 令を行う場合は, この限

に執行する場合で、刑期 の2分の1が終了したと きには、裁判所は、第57 条第1項第1文第2号及 び第3号の要件の下に, 残刑の執行を猶予するこ とができる。残刑の執行 が猶予されない場合は,

- なければならない。
- 渡された者の人格に関す る事情から適切と思われ るときは、前項第1文又 は第2文に定める命令 を,事後的に行い,変更 し、若しくは破棄するこ とができる。裁判所は、 前項第4文に定める命令 も、事後的に行うことが できる。前項第4文の命 令が行われた場合で、有 罪の言渡しを受けた者が 刑の執行を終えるまでの 間に又は刑の執行を終え た直後に本法の場所的適 用範囲内に滞在しなくな ることが予期されるとき は、この命令を破棄する。
- ④ 処分の全部又は一部 | ④ 処分の全部又は一部 | ④ 処分の全部又は一部 を刑の前に執行すると きは, 執行すべき刑期の 3分の2までを限度とし て, 処分の執行期間を刑 に算入する。
  - に執行する場合で, 刑期 の2分の1が終了したと きには, 裁判所は, 第57 条第1項第1文第2号及 び第3号の要件の下に、 残刑の執行を猶予するこ とができる。残刑の執行 が猶予されない場合は,

処分の執行を継続する。 ただし、第2文の場合 で、有罪を言い渡された 者の人格に関する事情か ら適切と思われるとき は,裁判所は,刑の執行 を命じることができる。

処分の執行を継続する。 ただし、第2文の場合 で, 有罪を言い渡された 者の人格に関する事情か ら適切と思われるとき は,裁判所は,刑の執行 を命じることができる。

処分の執行を継続する。 ただし、第2文の場合 で、有罪を言い渡された 者の人格に関する事情か ら適切と思われるとき は, 裁判所は, 刑の執行 を命じることができる。

## (他の処分執行への移行)

第 67 条の a ① 精神科病 第 67 条の a ① 精神科病 院収容又は禁絶施設収容 が命じられた場合で、被 収容者の社会復帰をより よく促進できるときは、 裁判所は, 両処分の一方 から他方の執行へと, 当 該被収容者を事後的に移 行させることができる。

- ② 前項の要件の下で,裁 ② 前項の要件の下で,裁 ② 前項の要件の下で,裁 判所は、保安監置が命じ られた者も, 前項の掲げ る処分の一の執行へと事 後的に移行させることが できる。
- ③ 被収容者の社会復帰を ③ 被収容者の社会復帰を よりよく促進できること が事後的に明らかとなっ た場合には、裁判所は、 第1項及び前項に定める 決定を変更し又は破棄す ることができる。また、 第1項に掲げる処分を執 行しても効果を得ること ができないことが事後的 に明らかとなった場合も,

# (他の処分執行への移行)

院収容又は禁絶施設収容 が命じられた場合で、被 収容者の社会復帰をより よく促進できるときは、 裁判所は、 両処分の一方 から他方の執行へと, 当 該被収容者を事後的に移 行させることができる。

- 判所は,保安監置が命じ られた者も, 前項の掲げ る処分の一の執行へと事 後的に移行させることが できる。自由刑の執行下 にあり、かつ、第20条 若しくは第21条に定め る状態が存する者も,同 様である。
- よりよく促進できること が事後的に明らかとなっ た場合には、裁判所は, 第1項及び前項に定める 決定を変更し又は破棄す ることができる。また, 第1項に掲げる処分を執 行しても効果を得ること ができないことが事後的 に明らかとなった場合も,

## (他の処分執行への移行)

- 第67条のa ① 精神科病 院収容又は禁絶施設収容 が命じられた場合で、被 収容者の社会復帰をより よく促進できるときは、 裁判所は, 両処分の一方 から他方の執行へと, 当 該被収容者を事後的に移 行させることができる。
- 判所は、保安監置が命じ られた者も、前項の掲げ る処分の一の執行へと事 後的に移行させることが できる。自由刑の執行下 にあり、かつ、第20条 若しくは第21条に定め る状態が存する者も,同 様である。53)
- ③ 被収容者の社会復帰を よりよく促進できること が事後的に明らかとなっ た場合には、裁判所は、 第1項及び前項に定める 決定を変更し又は破棄す ることができる。また, 第1項に掲げる処分を執 行しても効果を得ること ができないことが事後的 に明らかとなった場合も,

#### 1998 年改正前

# 裁判所は、第2項に定め る決定を破棄することが できる。

④ 収容の継続期間並びに 審査期間は、判決におい て命じられた収容につい て妥当する諸規定に従う。

# (命令と同時の執行猶予)

第67条のb ① 裁判所 が精神科病院収容又は禁 絶施設収容を命じた場合 で、特別の事情により、 処分の目的がなお達せら れうるとの期待が正当化 されるときには、同時に その執行を猶予する。処 分と同時に自由刑を科さ れた行為者が、その自由 刑の執行が猶予されず なお刑に服すべき場合に は、執行は猶予されない。 状監督が開始する。

(自由刑執行後の収容開始) 第67条の c ① 自由刑と 第67条の c ① 自由刑と 同時に命じられた収容の 前に自由刑が執行された

#### 2010 年改正前

裁判所は、第2項に定め る決定を破棄することが できる。

④ 収容の継続期間並びに ④ 収容の継続期間並びに 審査期間は、判決におい て命じられた収容につい て妥当する諸規定に従 う。第2項に定める場合 には,裁判所は,前項第 2 文の決定の要件がなお 具備されているかについ て,1年を経過した後に 1回目の審査を行い、そ の後,前項第2文の場合 には収容の執行開始時ま で、遅くとも2年を経過す るごとに審査を行う。

## (命令と同時の執行猶予)

第67条のb ① 裁判所 第67条のb ① 裁判所 が精神科病院収容又は禁 絶施設収容を命じた場合 で、特別の事情により、 処分の目的がなお達せら れうるとの期待が正当化 されるときには, 同時に その執行を猶予する。処 分と同時に自由刑を科さ れた行為者が、その自由 刑の執行が猶予されず なお刑に服すべき場合に は、執行は猶予されない。 ② 執行猶予とともに,行 ② 執行猶予とともに,行 ② 執行猶予とともに,行 状監督が開始する。

> (自由刑執行後の収容開始) 同時に命じられた収容の 前に自由刑が執行された

#### 2010 年改正時点

裁判所は、第2項に定め る決定を破棄することが できる。

審査期間は、判決におい て命じられた収容につい て妥当する諸規定に従 う。第2項に定める場合 には, 裁判所は, 前項第 2 文の決定の要件がなお 具備されているかについ て,1年を経過した後に 1回目の審査を行い、そ の後,前項第2文の場合 には収容の執行開始時ま で、遅くとも2年を経過す るごとに審査を行う。54)

#### (命令と同時の執行猶予)

が精神科病院収容又は禁 絶施設収容を命じた場合 で、特別の事情により、 処分の目的がなお達せら れうるとの期待が正当化 されるときには、同時に その執行を猶予する。処 分と同時に自由刑を科さ れた行為者が、その自由 刑の執行が猶予されず なお刑に服すべき場合に は、執行は猶予されない。 状監督が開始する。

(自由刑執行後の収容開始) 第67条の c ① 自由刑と 同時に命じられた収容の 前に自由刑が執行された 場合には、裁判所は、刑 の執行終了の前に, 処分 の目的からみて収容がな お必要であるかを審査す る。収容が必要でないと きは、収容の執行を猶予 する。執行猶予とともに 行状監督が開始する。

② 収容の執行が、命令の ② 収容の執行が、命令の ② 収容の執行が、命令の 確定から3年を経過して もなお開始せず、前項又 は第67条のbに定める 場合に該当しないとき は、裁判所が命じない限 り, その後の収容は執行 されない。官庁の命令に より行為者が施設に収容 されていた期間は,この 期間に算入しない。処分 の目的からみて収容がな お必要な場合には、裁判 所は, その執行を命じ る。処分の目的を達して いないが、特別の事情か ら,執行を猶予しても処 分の目的がなお達せられ うることへの期待が正当 化されるときには、裁判 所は、収容の執行を猶予 する。執行猶予とともに 行状監督が開始する。処 分の目的が達せられた場 合には、裁判所は、処分 の終了を宣告する。

#### (収容の期間)

第67条の d ① 以下の各 号に定める処分は, それ ぞれについて定める期間 を超えてはならない。期

場合には、裁判所は、刑 の執行終了の前に, 処分 の目的からみて収容がな お必要であるかを審査す る。収容が必要でないと きは, 収容の執行を猶予 する。執行猶予とともに 行状監督が開始する。

確定から3年を経過して もなお開始せず, 前項又 は第67条のbに定める 場合に該当しないとき は,裁判所が命じない限 り、その後の収容は執行 されない。官庁の命令に より行為者が施設に収容 されていた期間は,この 期間に算入しない。処分 の目的からみて収容がな お必要な場合には,裁判 所は, その執行を命じ る。処分の目的を達して いないが、特別の事情か ら,執行を猶予しても処 分の目的がなお達せられ うることへの期待が正当 化されるときには、裁判 所は, 収容の執行を猶予 する。執行猶予とともに 行状監督が開始する。処 分の目的が達せられた場 合には、裁判所は、処分 の終了を宣告する。

#### (収容の期間)

第67条のd ① 禁絶施設 収容は、2年を超えては ならない。期間は、収容 の開始から起算する。自 場合には、裁判所は、刑 の執行終了の前に, 処分 の目的からみて収容がな お必要であるかを審査す る。収容が必要でないと きは, 収容の執行を猶予 する。執行猶予とともに 行状監督が開始する。55)

確定から3年を経過して もなお開始せず, 前項又 は第67条のbに定める 場合に該当しないとき は, 裁判所が命じない限 り, その後の収容は執行 されない。官庁の命令に より行為者が施設に収容 されていた期間は、この 期間に算入しない。処分 の目的からみて収容がな お必要な場合には、裁判 所は, その執行を命じ る。処分の目的を達して いないが、特別の事情か ら,執行を猶予しても処 分の目的がなお達せられ うることへの期待が正当 化されるときには、裁判 所は、収容の執行を猶予 する。執行猶予とともに 行状監督が開始する。処 分の目的が達せられた場 合には、裁判所は、処分 の終了を宣告する。

#### (収容の期間)

第67条の d ① 禁絶施設 収容は、2年を超えては ならない。期間は、収容 の開始から起算する。自

#### 1998 年改下前

# 2010年改正前

#### 2010年改正時点

間は,収容の開始から起 算する。自由刑に併科し て命じられた自由剝奪を 伴う処分が、自由刑の前 に執行される場合には, 処分の執行期間が刑期に 算入される限りで, 収容 期間の上限は自由刑の期 間の分だけ延長される。

- 一 禁絶施設収容 2年 二 初回の保安監置収容 10年
- ② 収容期間の上限の定め | ② 収容期間の上限の定め | ② 収容期間の上限の定め がなされていない場合、 又は期間が未だ満了して いない場合で、被収容者 が処分執行の外で違法行 為をこれ以上行うことが ないか否かの審査が責任 をもってなされうるとき には直ちに, 裁判所は, さらなる収容の執行を猶 予する。執行猶予ととも に行状監督が開始する。

由刑に併科して命じられ た自由剝奪を伴う処分 が、自由刑の前に執行さ れる場合には, 処分の執 行期間が刑期に算入され る限りで,収容期間の上 限は自由刑の期間の分だ け延長される。

- がなされていない場合, 又は期間が未だ満了して いない場合で、被収容者 が処分執行の外で違法行 為をこれ以上行うことが ないことが予期されると きには, 裁判所は, さら なる収容の執行を猶予す る。執行猶予とともに行 状監督が開始する。
- ③ 保安監置収容の執行期 ③ 保安監置収容の執行期 間が10年に達した場合 で、被収容者が、その傾 向のゆえに、被害者の精 神若しくは身体を著しく 侵害する重大な犯罪行為 を行うことのないことが 予期されるときには、裁 判所は処分の終了を宣告 する58)。収容処分からの 解放とともに行状監督が 開始する。
- したときは、被収容者は 釈放される。処分は、こ れにより終了する。収容

- 由刑に併科して命じられ た自由剝奪を伴う処分 が、自由刑の前に執行さ れる場合には, 処分の執 行期間が刑期に算入され る限りで,収容期間の上 限は自由刑の期間の分だ け延長される。
- がなされていない場合. 又は期間が未だ満了して いない場合で, 被収容者 が処分執行の外で違法行 為をこれ以上行うことが ないことが予期されると きには、裁判所は、さら なる収容の執行を猶予す る56)。執行猶予とともに 行状監督が開始する。57)
- 間が10年に達した場合 で、被収容者が、被害者 の精神若しくは身体を著 しく侵害する重大な犯罪 行為を行うことのないこ とが予期されるときに は、裁判所は処分の終了 を宣告する。収容処分か らの解放とともに行状監 督が開始する。
- ③ 収容期間の上限が満了 ④ 収容期間の上限が満了 ④ 収容期間の上限が満了 したときは、被収容者は 釈放される。処分は、こ れにより終了する。収容

したときは、被収容者は 釈放される。処分は、こ れにより終了する。

1998 年改正前	2010 年改正前	2010 年改正時点
④ 被収容者が、期間の上 限を満了して初回の保安 監置収容から解放された ときには、行状監督が開	処分からの解放とともに 行状監督が開始する。	処分からの解放とともに 行状監督が開始する。
始する。 ⑤ 禁絶施設収容が1年以上執行された場合で、被収容者の人格に関する理由からみて収容の目的が達成されないときには、裁判所は、禁絶施設収容処分をこれ以上執行しないことを、事後的に決定することができる。解なともに行状監督が開始す	⑤ 第64条第2文の要件 がもはや存在しない場合 には、裁判所は、禁絶施 設収容の終了を宣告す る。収容処分の執行から の解放とともに行状監督 が開始する。	⑤ 第64条第2文の要件がもはや存在しない場合には、裁判所は、禁絶施設収容の終了を宣告する。収容処分の執行からの解放とともに行状監督が開始する。
<i>&amp;</i> 。	⑥ 精神科病院収容の執行開始後に、当該処分の要件がもはや存在しないことをもしないのでしたときなる執行が比例性に反することを裁判所が認定したときは、裁判所は、処分の終了を宣告する。収容処分の執行を宣告する。収容処分の執行を監督がよらの解放とともに行状監督がなりとも対象者がもはや犯罪行為を行うことのないことが予期される場合は、裁判所は、行状監督の不開始を命じる。	⑥ 精神病院という を 開始をに、一年を 開始をはいる。 開始をはいる。 作者を はいるない。 をはいるない。 はいるない。 はいるない。 はいるない。 はいのがでする。 をはいののののでは、 ののののでは、 ののののででする。 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののでは、 のののでは、 ののののでは、 ののでは、 ののでは、
(審査) 第 67 条 の e ① 裁判所 は、いつでも、さらなる 収容の執行を猶予すべき	(審査) 第 67 条の e ① 裁判所 は、いつでも、さらなる 収容の執行を猶予すべき	(審査) 第 67 条の e ① 裁判所 は、いつでも、さらなる 収容の執行を猶予すべき

#### 1998 年改正前

かを、審査することがで きる。裁判所は、所定の 期間の満了する前には, このことを審査しなけれ ばならない。

- ② 前項の期間は、以下の ② 前項の期間は、以下の ② 前項の期間は、以下の 各号に定める通りとする。
  - 一 禁絶施設収容の場合 6月
  - 二 精神科病院収容の場 合 1年
  - 三 保安監置の場合 2 年
- を短縮することができる。 裁判所は、法定の審査期 間の範囲内で、その満了 前に審査の申立てを許さ ない期間を定めることも できる。
- ④ 期間は、収容開始か ④ 期間は、収容開始か ④ 期間は、収容開始か ら起算する。裁判所が 執行猶予を認めない場合 には、期間は、決定もっ て、新たに開始する。

## (複数の処分の命令)

第67条の f 裁判所が禁 第67条の f 裁判所が禁 第67条の f 裁判所が禁 絶施設収容を命じたとき は,前の処分の命令は終 了する。

## (執行猶予の取消し)

渡しを受けた者が,以下 の各号のいずれかに該当 し、かつ、その事実か ら, 処分の目的からみて その収容が必要であるこ とが明らかとなった場合

#### 2010 年改正前

かを、審査することがで きる。裁判所は、所定の 期間の満了する前には、 このことを審査しなけれ ばならない。

- 各号に定める通りとする。
  - 一 禁絶施設収容の場合 6月
  - 二 精神科病院収容の場 合 1年
  - 三 保安監置の場合 2 年
- ③ 裁判所は、前項の期間 ③ 裁判所は、前項の期間 を短縮することができる。 裁判所は、法定の審査期 間の範囲内で、その満了 前に審査の申立てを許さ ない期間を定めることも できる。
  - ら起算する。裁判所が 執行猶予を認めない場合 には、期間は、決定もっ て、新たに開始する。

## (複数の処分の命令)

絶施設収容を命じたとき は, 前の処分の命令は終 了する。

# (執行猶予の取消し)

渡しを受けた者が、以下 の各号のいずれかに該当 し、かつ、その事実か ら、処分の目的からみて その収容が必要であるこ とが明らかとなった場合

#### 2010 年改正時点

かを、審査することがで きる。裁判所は, 所定の 期間の満了する前には、 このことを審査しなけれ ばならない。

- 各号に定める通りとする。
  - 一 禁絶施設収容の場合 6月
  - 二 精神科病院収容の場 台 1年
  - 三 保安監置の場合 2 年59)
- ③ 裁判所は,前項の期間 を短縮することができる。 裁判所は, 法定の審査期 間の範囲内で、その満了 前に審査の申立てを許さ ない期間を定めることも できる。
- ら起算する。裁判所が 執行猶予を認めない場合 には、期間は、決定もっ て、新たに開始する。

## (複数の処分の命令)

絶施設収容を命じたとき は、前の処分の命令は終 了する。

## (執行猶予の取消し)

第 67 条のg ① 処分の言|第 67 条のg ① 処分の言|第 67 条のg ① 処分の言 渡しを受けた者が,以下 の各号のいずれかに該当 し、かつ、その事実か ら、処分の目的からみて その収容が必要であるこ とが明らかとなった場合

- には, 裁判所は, 収容の 執行猶予を取り消す。
- 一 行状監督の期間中に
- 違法行為を行ったこと 二 甚だしく若しくは執 拗に, 指示に違反する こと
- 三 保護観察官若しくは 行状監督所の監督及び 指導から執拗に逃れる こと
- ② 処分の言渡しを受けた ② 処分の言渡しを受けた ② 処分の言渡しを受けた 者が、その状態のゆえに 違法行為をすることが予 期されるために, 処分の 目的からみてその収容が 必要であることが、行状 監督の期間中に明らかと なった場合も、裁判所 は、第63条及び第64条 に定める収容の執行猶予 を取り消す。
- 明し、執行猶予を否定す ることにつながっていた はずの事情により, 処分 の言渡しを受けた者の収 容が、処分の目的からみ て必要であることが示さ れた場合もまた、裁判所 は,収容の執行猶予を取 り消す。
- ④ 取消しの前後の収容の ④ 取消しの前後の収容の ④ 取消しの前後の収容の 期間は、合算して、処分

- には, 裁判所は, 収容の 執行猶予を取り消す。執 行猶予の開始から行状監 督の開始(第68条のc第 4項)までの間に取消事 由が発生した場合には, 第1文第1号の例による。
- 一 行状監督の期間中に 違法行為を行ったこと
- 二 甚だしく若しくは執 拗に、第68条のbに 定める指示に違反する こと
- 三 保護観察官若しくは 行状監督所の監督及び 指導から執拗に逃れる こと
- 者が、その状態のゆえに 違法行為をすることが予 期されるために、処分の 目的からみてその収容が 必要であることが、行状 監督の期間中に明らかと なった場合も、裁判所 は、第63条及び第64条 に定める収容の執行猶予 を取り消す。
- 明し、執行猶予を否定す ることにつながっていた はずの事情により、処分 の言渡しを受けた者の収 容が, 処分の目的からみ て必要であることが示さ れた場合もまた,裁判所 は、収容の執行猶予を取 り消す。
- 期間は、合算して、処分

- には、裁判所は、収容の 執行猶予を取り消す。執 行猶予の開始から行状監 督の開始(第68条のc第 4項)までの間に取消事 由が発生した場合には, 第1文第1号の例による。
- 一 行状監督の期間中に 違法行為を行ったこと
- 二 甚だしく若しくは執 拗に、第68条のbに 定める指示に違反する こと
- 三 保護観察官若しくは 行状監督所の監督及び 指導から執拗に逃れる こと
- 者が、その状態のゆえに 違法行為をすることが予 期されるために, 処分の 目的からみてその収容が 必要であることが, 行状 監督の期間中に明らかと なった場合も,裁判所 は、第63条及び第64条 に定める収容の執行猶予 を取り消す。
- ③ 行状監督の期間中に判 ③ 行状監督の期間中に判 ③ 行状監督の期間中に判 明し,執行猶予を否定す ることにつながっていた はずの事情により、処分 の言渡しを受けた者の収 容が, 処分の目的からみ て必要であることが示さ れた場合もまた,裁判所 は,収容の執行猶予を取 り消す。
  - 期間は、合算して、処分

#### 1998 年改正前

- の法定の期間上限を超えて はならない。
- 予を取り消さない場合に は, 処分は行状監督の終 了をもって終了する。
- が、指示を履行するため に行った仕事は、補償さ れない。

#### 2010 年改正前

- の法定の期間上限を超えて はならない。
- 予を取り消さない場合に は, 処分は行状監督の終 了をもって終了する。
- が、指示を履行するため に行った仕事は、補償さ れない。

# (期間を定めた再執行:危|(期間を定めた再執行:危 機介入)

- 第67条のh ① 第63条 又は第64条に定める収 容の執行が猶予された場 合で、収容から解放され た者の状態の急な悪化又 は嗜癖行動の再発が始ま り,かつ,前条に定める 取消しに至らないように するために措置が必要な ときには、裁判所は、行 状監督の期間中であって も,3月を上限として, 収容を再び執行すること ができる。第1文の要件 の下で,この措置の更新 又その期間延長を命じる ことができる。ただし、 措置の期間は、合算して 6月を超えてはならない。 前条第4項の規定を準用 する。
- た場合には,裁判所は, 前項に定める期間が満了 する前に、これを破棄す る。

# 2010 年改正時点

- の法定の期間上限を超えて はならない。
- ⑤ 裁判所が収容の執行猶 ⑤ 裁判所が収容の執行猶 ⑤ 裁判所が収容の執行猶 予を取り消さない場合に は、処分は行状監督の終 了をもって終了する。
- ⑥ 処分を言い渡された者 ⑥ 処分を言い渡された者 ⑥ 処分を言い渡された者 が、指示を履行するため に行った仕事は、補償さ れない。

# 機介入)

- 第67条のh ① 第63条 又は第64条に定める収 容の執行が猶予された場 合で、収容から解放され た者の状態の急な悪化又 は嗜癖行動の再発が始ま り,かつ,前条に定める 取消しに至らないように するために措置が必要な ときには、裁判所は、行 状監督の期間中であって も、3月を上限として、 収容を再び執行すること ができる。第1文の要件 の下で,この措置の更新 又その期間延長を命じる ことができる。 ただし、 措置の期間は、合算して 6月を超えてはならない。 前条第4項の規定を準用 する。
- ② 措置の目的が達せられ ② 措置の目的が達せられ た場合には、裁判所は、 前項に定める期間が満了 する前に、これを破棄す 3.

# (2) ドイツ少年裁判所法(7条〔少年〕,106条〔若年成人〕)

# 1998 年以前

## 2010 年改正前60)

## 2010 年改正時点61)

#### (改善保安処分)

処分として、精神科病院 収容,禁絶施設収容,行 状監督, 又は運転免許取 消し(刑法第61条第1 号,第2号,第4号及び 第5号)を命じることが できる。

(改善保安処分)

処分として,精神科病院 収容,禁絶施設収容,行 状監督, 又は運転免許取 消し(刑法第61条第1 号, 第2号, 第4号及び 第5号)を命じることが できる。

② 以下の各号のいずれか ② 以下の各号のいずれか に掲げる重罪で被害者の 精神若しくは身体を著し く侵害し若しくはその危 険にさらすものの一を理 由とする若しくは理由に 含む7年以上の少年刑の 言渡しの後、 当該有罪の 言渡しを受けた者が公共 に対して著しく危険であ るという事実が当該少年 刑の執行終了前に明らか となった場合で, 当該有 罪の言渡しを受けた者、 その行為, 及び補充的に 少年刑執行中のその改善 の程度を総合評価した結 果、先に掲げた犯罪行為 を再び行うことが、高度 の蓋然性をもって明らか となったときは, 裁判所 は, 保安監置収容を, 事 後的に命じることができ

- 一 生命,身体の完全性 若しくは性的自己決定 に対する重罪
- 二 刑法第251条に定め

(改善保安処分)

7条 一般刑法の改善保安 | 7条 一般刑法の改善保安 | 7条 一般刑法の改善保安 処分として,精神科病院 収容,禁絶施設収容,行 状監督, 又は運転免許取 消し(刑法第61条第1 号, 第2号, 第4号及び 第5号)を命じることが できる。

- に掲げる重罪で被害者の 精神若しくは身体を著し く侵害し若しくはその危 険にさらすものの一を理 由とする若しくは理由に 含む7年以上の少年刑の 言渡しの後, 当該有罪の 言渡しを受けた者が公共 に対して著しく危険であ るという事実が当該少年 刑の執行終了前に明らか となった場合で, 当該有 罪の言渡しを受けた者、 その行為, 及び補充的に 少年刑執行中のその改善 の程度を総合評価した結 果、先に掲げた犯罪行為 を再び行うことが、高度 の蓋然性をもって明らか となったときは、裁判所 は,保安監置収容を,事 後的に命じることができ
- 一 生命,身体の完全性 若しくは性的自己決定 に対する重罪 二 刑法第251条に定め

1998 年以前	2010 年改正前	2010 年改正時点
	る重罪(刑法第 252 条	る重罪 (刑法第 252 条
	若しくは第255条と併	若しくは第255条と併
	せて適用される場合を	せて適用される場合を
	<u>含む。)</u>	含む。)62)
	③ 前項に掲げる行為の一	③ 前項に掲げる行為の一
	を理由として命じられた	を理由として命じられた
	精神科病院収容につい	精神科病院収容につい
	て、収容の原因となった	て、収容の原因となった
	責任能力の阻却又は限定	責任能力の阻却又は限定
	の状態が終了宣告の裁判	の状態が終了宣告の裁判
	の時点において存在しな	の時点において存在しな
Table to the state of the state	くなったために、刑法第	くなったために、刑法第
	67条のd第6項の規定に	67条のd第6項の規定に
	基づきその終了が宣告さ	基づきその終了が宣告さ
	れた場合で, 以下の各号	れた場合で,以下の各号
Representation of the state of	のすべてに該当するとき	のすべてに該当するとき
	には, 裁判所は, 保安監	には, 裁判所は, 保安監
	置収容を, 事後的に命じ	置収容を, 事後的に命じ
	ることができる。	ることができる。
	一 刑法63条の規定に	一 刑法63条の規定に
	よる対象者の収容が,	よる対象者の収容が,
	先に掲げる行為が複数	先に掲げる行為が複数
	なされたことを理由と	なされたことを理由と
,	して命じられたもので	して命じられたもので
on the Augustian	あったこと,又は,刑	あったこと,又は,刑
	法63条の規定による	法63条の規定による
	収容の契機となった行	収容の契機となった行
ijoparaan	為の以前に、対象者が	為の以前に、対象者が
	先に掲げる行為の1個	先に掲げる行為の1個
oura-death.	若しくは数個を理由と	若しくは数個を理由と
	して,3年以上の少年	して,3年以上の少年
	刑の言渡しを受け若し	刑の言渡しを受け若し
*ALIGNE METERS OF THE STATE OF	くは精神科病院収容が	くは精神科病院収容が
	なされたことがあった	なされたことがあった
	<u> </u>	<i>z</i>
	二 対象者, その行為,	二 対象者, その行為,
	及び補充的に処分執行	及び補充的に裁判の時
	中のその改善の程度を	点までのその改善の程
	総合評価した結果、前	度を総合評価した結果,
1	1	ž.

1998 年以前	2010 年改正前	2010 年改正時点
	項に掲げる犯罪行為を 再び行うことが、高度 の蓋然性をもって明ら かとなったこと ① 前2項の定める保安監 置収容の事後的命令に関 する手続及び裁判には、 刑事訴訟法 275 条の a 並 びに裁判所構成法第74 条のf及び第120 条の a の規定を準用する。保安 監置収容のさらなる執行 の猶予の可否にかかる審 査(刑法第67 条の e)の 期間は、前2項の場合に	前項に掲げる犯罪行為を 再び行うことが、高度の 蓋然性をもって明らかと なったこと ④ 保安監置収容のさらな る執行の猶予の可否にか かる審査(刑法第67条 のe)の期間は、前2項 の場合においては、1年 間とする。63)
(若年成人に対する一般刑法の減軽) 106条 ① 犯罪行為を理由として若年成人に一般問法典を適用する自由刑法典所は,終年由上15年以下の自由刑を支持ででは,保安監督を受けることができな職とができな職とができな職とができな職とができな職とができな職との要失の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の	おいては、1年間とする。 (若年成人に対する一般刑法の減軽、保安監置) 106条 ① 犯罪行為を理由として若年成人にとき適用するとして若年成人にとら自由刑法典を適用すると自由刑法共死の自由刑に、数判所は、終申にとができる。 ② 数判所は、公職に対するとができる。 ② 数判所は、公職に対するを権利を必必職選挙に関する権利を必然職選挙に関する権利を多第1項が、のできる。	法の減軽、保安監置) 106条 ① 犯罪行為を理
ことができる。	③ 保安監置は、刑に併科 して命じてはならない。 刑法第 66 条のその他の 要件が具備された下で、 以下の各号のすべてに該	③ 保安監置は、刑に併科 して命じてはならない。 刑法第66条のその他の 要件が具備された下で、 以下の各号のすべてに該

1998 年以前	2010 年改正前	2010 年改正時点
	当する場合には, 裁判所	当する場合には、裁判所
	は、保安監置の命令を留	は、保安監置の命令を留
	保することができる。刑	保することができる。刑
	法66条のa第2項及び	法66条のa第3項を準
	第3項を準用する。	用する。
	一 刑法第66条第3項	一 刑法第66条第3項
	第1文に掲げる犯罪行	第1文に掲げる犯罪行
	為で、被害者の精神若	為で、被害者の精神若
	しくは身体を著しく侵	しくは身体を著しく侵
	害し、又は被害者をそ	害し, 又は被害者をそ
autorial metalogical property and the second property	の危険にさらすものの	の危険にさらすものの
**************************************	一を理由として、若年	ーを理由として、若年
es es es la company de la comp	成人が,5年以上の有	成人が,5年以上の有
	期自由刑の言渡しを受	期自由刑の言渡しを受
	けたこと	けたこと
	二本法の通則規定によ	二 本法の通則規定によ
	る重要な以前の行為	る重要な以前の行為
	が、前号に掲げるもの	が、前号に掲げるもの
BALL PARTY FARM	であったこと	であったこと
	三行為者及びその行為	三 行為者及びその行為
	を総合評価した結果, これらの犯罪行為への	を総合評価した結果, これらの犯罪行為への傾
	傾向のゆえに公共に	向のゆえに公共にとっ
	とって危険であること	て危険であることが明
	が明らかとなったこと	らかとなったこと64)
months of the second of the se	④ 刑に併科して、保安監	④ 刑に併科して、保安監
da da partir da	置の命令を留保した場合	置の命令を留保した場合
	で、有罪の言渡しを受け	で、有罪の言渡しを受け
	た者が未だ満 27 歳に達し	た者が未だ満 27 歳に達し
	ていないときには、裁判	ていないときには、裁判
	所は、行為者の社会復帰	所は, 行為者の社会復帰
	をよりよく促進すること	をよりよく促進すること
	ができない場合のほか、	ができない場合のほか,
	社会治療施設において刑	社会治療施設において刑
Permitted	を執行すべきことを命じ	を執行すべきことを命じ
The state of the s	る。この命令は、事後的	る。この命令は、事後的
	に行うこともできる。社	に行うこともできる。社
	会治療施設における執行	会治療施設における執行
	を未だ命じていない場合,	を未だ命じていない場合,
I control of the cont	1	1

(managed and managed and manag		
1998 年以前	2010 年改正前	2010 年改正時点
	又は被収容者を未だ社会	又は被収容者を未だ社会
	治療施設に置いていない	治療施設に置いていない
	場合には、そのことにつ	場合には、そのことについ
	いて6月ごとに改めて審	て 6 月ごとに改めて審査
	査する。第2文に定める	する。第2文に定める事後
	事後的命令については,	的命令については, 刑執
	刑執行部が管轄を有する。	行部が管轄を有する。65)
	⑤ 第3項第2文第1号に	⑤ 第3項第2文第1号に
	掲げる犯罪行為を理由と	掲げる犯罪行為を理由と
	する5年以上の自由刑の	する5年以上の自由刑の
	<u>言渡しを受けた後、有罪</u>	言渡しを受けた後、有罪
	の言渡しを受けた者が公	の言渡しを受けた者が公
	共にとって著しい危険性	共にとって著しい危険性
	を示す事実が自由刑の執	を示す事実が自由刑の執
	行終了前に明らかとなっ	行終了前に明らかとなっ
	た場合で、当該有罪の言	た場合で、当該有罪の言
	渡しを受けた者、その行	渡しを受けた者、その行
	為,及び補充的に刑執行	為,及び補充的に刑執行
	中のその改善の程度を総合を経	中のその改善の程度を総 合評価した結果,第3項
	合評価した結果,第3項 第2文第1項に掲げる犯	第2文第1項に掲げる犯
	#7名を再び行うことが	罪行為を再び行うことが
	高度の蓋然性をもって明	高度の蓋然性をもって明
	らかとなったときには、	らかとなったときには、
	裁判所は、保安監置収容	裁判所は、保安監置収容
	を事後的に命じること	を事後的に命じること
	ができる。先に掲げる犯	ができる。先に掲げる犯
	罪行為で有罪判決の根拠	罪行為で有罪判決の根拠
	となったものが 2004 年	となったものが 2004 年
	4月1日以降に行われた	4月1日以降に行われた
	ものであったために、第	ものであったために,第
	3項第2文の規定によっ	3項第2文の規定によっ
	て保安監置を留保するこ	て保安監置を留保するこ
	とができなかった場合に	とができなかった場合に
	は、裁判所は、第1文に	は,裁判所は,第1文に
	掲げる事実として、有罪	掲げる事実として、有罪
	の言渡しの時点で認め得	の言渡しの時点で認め得
	た事実を考慮する。	た事実を考慮する。66)
	⑥ 第3項第2文第1号に	⑥ 第3項第2文第1号に

1998 年以前	2010 年改正前	2010 年改正時点
	掲げる行為の一を理由と	掲げる行為の一を理由と
	して命じられた精神科病	して命じられた精神科病
	院収容について,収容の	院収容について、収容の
	原因となった責任能力の	原因となった責任能力の
	阻却若しくは限定の状態	阻却若しくは限定の状態
	が終了宣告の裁判の時点	が終了宣告の裁判の時点
	において存在しなくなっ	において存在しなくなっ
	たため,刑法第 67 条の d	たため,刑法第 67 条の d
	第6項の規定に基づきそ	第6項の規定に基づきそ
	の終了が宣告された場合	の終了が宣告された場合
	で、以下の各号のすべて	で、以下の各号のすべて
	に該当するときには, 裁	に該当するときには,裁
	判所は、保安監置収容を	判所は、保安監置収容を
	事後的に命じることがで	事後的に命じることがで
	<u> </u>	きる。
	一 刑法63条の規定に	ー 刑法63条の規定に
	よる対象者の収容が,	よる対象者の収容が,
	先に掲げる行為が複数	先に掲げる行為が複数
	なされたことを理由と	なされたことを理由と
	して命じられたもので	して命じられたもので
	あったこと、又は、刑	あったこと、又は、刑
	法63条の規定による	法63条の規定による
	収容の契機となった行	収容の契機となった行
	為の以前に、対象者が	為の以前に、対象者が
	先に掲げる行為の1個	先に掲げる行為の1個
	若しくは数個を理由と	若しくは数個を理由と
	して、3年以上の有期	して、3年以上の有期
	自由刑の言渡しを受け	自由刑の言渡しを受け
	若しくは精神科病院収	若しくは精神科病院収容がなされた。
	容がなされたことが	容がなされたことが
	あったこと	あったこと
	二対象者、その行為、	二対象者、その行為、
	及び補充的に処分執行	及び補充的に裁判の時
	<u>中のその改善の程度を</u> 総合評価した結果,	点までのその改善の程 度を総合評価した結
	第3項第2文第1号に	展を総合計画した相 果,第3項第2文第1
	掲げる犯罪行為を再び	米、第3項第2又第1 号に掲げる犯罪行為を
	行うことが、高度の蓋	号に拘りる記非行為を 再び行うことが、高度
	<u>ガラことが、周及の量</u> 然性をもって明らかと	の蓋然性をもって明ら
	<b>※圧にらって初らから</b>	の血が圧でもつじ明ら

1998 年以前	2010 年改正前	2010 年改正時点
	なったこと ② 第3項,第5項及び前項の規定によって,判決において留保された若しくは事後的な保安監置収容の命令に関する手続及び裁判には,刑事訴訟法第275条のa並びに裁判所構成法第74条のf及び第120条のaの規定を準用する。	かとなったこと

## 注

- 1) この点について,特に,町野朔「精神医療における自由と強制」大谷實=中山宏 太郎編・精神医療と法(弘文堂,1980年)28頁以下。アメリカ法の議論を紹介する ものとして,岩井宜子・精神障害者福祉と司法(尚学社,1997年)7頁以下(初出 1985年)。
- 2) 大谷實・新版 精神保健福祉法講義(弘文堂,2010年)41 頁における表現を引用した。なお、町野・前掲注1)28 頁は、ポリスパワーを「危険な人間は予防的に拘禁することができるという保安的思想」、パレンス・パトリエを「無能力者に対しては強制してでも本人の利益をはかるべきだという後見的思想」と表現している。
- 3) そのほか、少年法の保護処分をめぐっても、たとえば、森田明・未成年者保護法と現代社会 保護と自律のあいだ (第2版、有斐閣、2008年)193頁以下(初出1998年)では、保護と自律、パレンス・パトリエとオートノミーという対立軸で分析を行っている。特に犯罪少年の場合、刑法の責任主義を妥当させることも原理的には許されるわけであるから、自由権制約の正当化根拠の議論は、必ずしも精神科医療の場合とパラレルではない。それでも、議論の出発点は、基本的には共通しているものとみてよいように思われる。
- 4) ある制度を刑罰と位置付けるか、保安処分と位置付けるか(それともさらに別の 法的性格を持つものと位置付けるか)について国際的に普遍の原則があるわけでも なく、比較法的に見てもさまざまである。M. v. Germany、ECHR Judgment on 17 December 2009, Application no. 19359/04, §§ 69 et seq. 当該措置にどのようなレッ テルをはるかでなく、あくまで自由制約の趣旨とその限界こそが問題とされなけれ ばならない。この点は、後に検討する欧州人権裁判所判例(M. v. Germany、cited above、§ 120)においても強調されているところである。

- 5) 医療観察法制定直前の時期に保安処分問題を振り返って紹介したものとして、平 野龍一「触法精神障害者の処遇」町野朔 = 中谷陽二 = 山本輝之編・触法精神障害者 の処遇(増補版,信山社,2006年)4頁(初出2002年)。町野朔「保安処分問題の 回顧と展望」町野 = 中谷 = 山本縄・同書214頁。
- Stree/Kinzig, in: Schönke/Schröder (Hrsg), Strafgesetzbuch Kommentar, 28. Aufl. (2010), Vorbem, §§ 67, Rn 2.
- 7) 措置入院と保安処分との連続性を認めて、措置入院の「保安的機能」を重視する 見解として、前田雅英「司法的判断と医療的判断」町野朔編・精神医療と心神喪失 者等医療観察法(有斐閣, 2004年) 91-93 頁。
- 8) 町野・前掲注1)36-37頁。
- 9) 水留正流「いわゆる『治療反応性』について――法律学の視点からの事例群の分析――」法と精神医療 23 号 (2008 年) 93-97 頁。
- 10) 山本輝之「心神喪失者等医療観察法における強制処遇の正当化根拠と『医療の必要性』について」中谷陽二ほか編・精神科医療と法(弘文堂,2008年)132-136 頁。
- 11) たとえば、安田拓人「心神喪失者等医療観察法における医療の必要性と再犯の可能性」鈴木茂嗣先生古稀(上)(成文堂,2007年)638-639頁は、医療観察法を保安処分として理解しつつも、医療必要性はなお処遇の前提であるべきだとする。
- 12) 保安処分論争の当時、A案反対者を含めて、刑事法学者の間では、保安処分の創設それ自体には異論が少なかった。平野・前掲注 5) 4 頁(初出 2002 年)。
- 13) たとえば、欧州人権裁判所の認定によれば、欧州人権規約締約国のうち、保安監置類似の予防的拘禁の制度を設けている法域は、少なくとも7つ(オーストリア、デンマーク、イタリア、リヒテンシュタイン、サンマリノ、スロヴァキア、スイス)ある。M. v. Germany, supra note 4, § 70.
- 14) 前田・前掲注 7) 91-92 頁は、医療必要性の判断と再犯危険性の判断は相対的である点を留保しつつも、医療の必要性のない場合に再犯危険性のみを根拠としての自由剝奪の原理的可能性を認めているようにもみえる。
- 15) 例えば、長らく保安処分を導入してこなかったフランスにおいても、近年、保安 監置を含む保安処分の制度が導入された。その紹介として、末道康之「フランスの 保安処分をめぐって――保安留置と精神障害による刑事免責宣告に関する 2008 年 2 月 25 日法による改正――」南山法学 33 巻 3 = 4 号 (2010 年) 217 頁。

- 応義塾大学)84 巻 9 号(2011 年)291 頁,山中友理「ドイツにおける保安監置制度 ----期待された再犯防止政策の現実----」法と精神医療 26 号(2011 年)22 頁。
- 17) 社会治療処分の経緯については、加藤久雄・人格障害犯罪者と社会治療(成文 堂,2002年)235頁以下。
- 18) もっとも,2010年改正まで罪種による対象行為の限定はなかった。この改正では さらに,経済的損害を与える危険性が要件から外されるに至っている。改正後の66 条を参照。
- 19) ドイツでは、自由刑及び自由剝奪を伴う保安処分の執行に関して事物管轄を有するのは、地方裁判所に設置された刑執行部である。したがって、刑期満了後の保安監置収容の可否についてだけでなく、例えば保安監置の延長や終了を決定するのも、刑執行部の判断によることになる(裁判所構成法 78 条の a、刑事訴訟法 463条)。
- 20) *Höffler/Kasper*, "Warum das Abstandsgebot die Probleme der Sicherungsverwahrung nicht lösen kann", ZStW 124 (2012), 87, 101 f. 特に禁絶施設収容処分については、治療の見込みが要件とされている(64条2項)。
- 21) Ullenbruch, in: MK (2005), § 66 Rn.6 は、刑法における章のタイトルが「改善保 安処分」となっていることは、保安監置に関しては誤解を与えるものだとする。
- 22) 山中・前掲注 16) 22 頁。
- 23) Böllinger/Pollähne, NK, 2. Aufl. (2005), § 66, Rn.7 は, 先行研究をまとめて, 次のような統計を紹介している。それによれば、ナチス期を通じて 15,000 人が保安監置命令を受けた。戦後しばらくは年間 200 件程度の命令が行われていたが,総則改正を経た時期には、1970 年の 110 件から 1983 年の 27 件へと大きく減少し、1990 年代半ばまでこのような状態が続いた。1991 年から 1996 年までの数字は、それぞれ、38 件、34 件、27 件、40 件、45 件、46 件となっている。なお、Heinz、、Wie weiland Phönix aus der Asche die Renaissance der freiheitsentzihenden Maßregeln der Besserung und Sicherung in rechtstatsächlicher Betrachtung"、Recht & Psychiatrie 29 (2011)、63、64 では、有罪判決の言い渡しを受けた者 1,000 人当たりの保安監置命令件数の推移がグラフの形で示されているが、ここでも同様の傾向をみてとることができよう。さらに最近の数字を示したものとして、Streng、、Zur Legitimation der Sicherungsverwahrung"、StV 2013、236.
- 24) Bartsch, "(Schon wieder) Neues von der Sicherungsverwahrung", Forum Strafvollzug 2011, 267.
- 25) Vgl. *Bartsch*, a. a. O., m.w.N.
- 26) この結果、保安監置に関する規定は非常に複雑で、把握しにくいものとなった (ドイツ人の視点からも、保安監置制度の全体像は「きわめて見通しが悪い」もので あったようである。Stree/Kinzig、in: Schönke/Schröder (Anm.6)、§ 66、Rn.1.)。本

稿では、後にも検討する BVerfGE 128, 326, 336 ff. が簡潔に整理した立法史を、特に 参照している。また、渡辺・前掲注 16) 53 頁以下も参照。

- 27) たとえば、*Drenkhahn/Morgenstern*、"Dabei soll es uns auf den Namen nicht ankommen Der Streit um die Sicherheitsverwahrung", ZStW 124 (2012), 132, 135 f. によれば、ベルギーで発生したデュトルー事件 (Fall Dutroux) は、子どもに対する性的殺人事案であり、全ヨーロッパに衝撃を与え、メディアでは累犯傾向を持つ性犯罪者や暴力犯罪者に対する刑事立法が強く主張された。連邦議会選挙がこの時期に行われたことから、治安対策が選挙公約になっていたとされる。
- 28) 性犯罪者その他の危険な犯罪行為者対策に関する法律 (Gesetz zur Bekämpfung von Sexualdelikten und anderen schweren Straftaten vom 26. Januar 1998 (BGBl. I, 160)) による。
- 29) Stree/Kinzig, in: Schönke/Schröder (Anm. 6), § 67 d Rn. 7.
- 30) 留保付き保安監置の導入に関する法律(Gesetz zur Einführung der vorbehaltenen Sicherungsverwahrung vom 21. Augsust 2002 (BGBl. I, 3344))による。
- 31) BVerfGE 109, 190. この判決についての紹介として、吉川真理「ドイツの事後的保安拘禁について」法政研究(静岡大学)(2007年)363 頁以下、宮澤浩一「事後的保安監置に関する新立法動向について」現代刑事法7巻1号(2005年)98-99頁。後で検討する M 事件に関する連邦憲法裁判所の合憲判決(BVerfGE 109, 133)のわずか5日後の判決である。
- 32) 事後的保安監置の導入に関する法律 (Gesetz zur Einführung der nachträglichen Sicherungsverwahrung vom 23. Juli 2004 (BGBl. I, 1838)) による。この立法を紹介するものとして、宮澤・前掲注 31) 99-100 頁。
- 33) BGHSt 50, 284.
- 34) 行状監督の改革及び事後的保安監置の諸規定の改正に関する法律(Gesetz zur Reform der Führungsaufsicht und zur Änderung der Vorschriften über die nachträgliche Sicherungsverwahrung vom 13. April 2007 (BGBl I, 513)) による。具体的には、1998年の法改正時に遡及適用の可能性が認められなかった 66 条 3 項にかかる事案などが想定されていたようである。
- 35) 性的自己決定に対する罪に関する諸規定の改正及びその他の諸規定に関する法律 (Gesetz zur Änderung der Vorschriften über die Straftaten gegen die sexuelle Selbstbestimmung und zur Änderung anderer Vorschriften vom 27. Dezember 2003 (BGBI I, 3007)) による。
- 36) BGBl I, S. 1838 (Anm. 32).
- 37) 少年刑法による有罪判決事例への事後的保安監置の導入に関する法律(Gesetz zur Einführung der nachträglichen Sicherungsverwahrung bei Verurteilungen nach Jugendstrafrecht vom 8. Juli 2008 (BGBl I, 1212))による。

- 38) 少年刑法におけるこの展開を,事後的保安監置を中心に紹介しているものとして,山中友理「ドイツにおける少年に対する事後的保安監置制度 行き過ぎた厳 罰化 」青少年問題 641 号(2010 年)26 頁。
- 39) Heinz, R & P 29 (2011) (Anm. 23), 63.
- 40) BVerfGE 109, 133. この判決の紹介として、押久保倫夫「判批」栗木壽夫・戸波 江二・嶋崎健太郎編・ドイツの憲法判例 III (信山社, 2008年) 13 頁、吉川・前掲 注 31。
- 41) M. v. Germany, supra note 4.
- 42) 保安監置法の再構成及び関連諸規定に関する法律(Gesetz zur Neuordnung des Rechts der Sicherungsverwahrung und zu begleitenden Regelungen vom 22. Dezember 2010 (BGBl I, 2300) による。
- 43) 精神障害を有する暴力犯罪者の治療および収容に関する法律(Gesetz zur Therapierung und Unterbringung psychisch gestörter Gewalttäter)。BGBl I, 2300 [2010] (Anm. 42) によって導入され, 2011年1月1日から施行されている。その翻訳として, 渡辺・前掲注16)68頁以下。
- 44) Kallweit v. Germany, ECHR Judgment on 13 January 2011, Application no. 17792/07; Mautes v. Germany, ECHR Judgment on 13 January 2011, Application no. 20008/07; Schummer v. Germany, ECHR Judgment on 13 January 2011, Application no. 27360/04 and 42225/07.
- 45) BVerfGE 128, 326.
- 46) 保安監置法における差別化の要請の連邦法による実現に関する法律(Gesetz zur bundesrechtlichen Umsetzung des Abstandsgebotes im Recht der Sicherungsverwahrung vom 5. Dezember 2012 (BGBl. I, 2425))による。この改正の紹介として、Peglau、"Das Gesetz zur bundesrechtlichen Umsetzung des Abstandsgebots im Recht der Sicherungsverwahrung", JR 2013, 249 ff.
- 47) この点について、Peglau、JR 2013 (Anm. 46)、249 は、連邦憲法裁判所の要求した 範囲を超えたものと分析している。
- 48) 刑法典の訳出にあたっては、法務省大臣官房司法法制部編・ドイツ刑法典(2007年, 法曹会)、法務大臣官房司法法制調査部編・ドイツ刑法典(法曹会, 1982年)及び渡辺・前掲注 16) 65-67 頁を参照した。
- 49) BVerfGE 128, 326, 329 ff.
- 50) 2007年の法改正(BGBl. I, 513 [2007] (Anm. 34)) による条文。
- 51) BGBl. I, 2300 [2010] (Anm. 42) による改正後の条文。
- 52) 2012 年改正 (前掲注 46) により、66 条の c が追加された。その条文は以下のとおりである (下線の意味については対照表中におけるものと同じである。以下の注においても同じ)。

## (保安監置収容及びそれに先立つ行刑の実施)

- 第 66 条の c ① 保安監置収容は、以下の各号のすべてに適合する施設で行う。
  - 包括的な処遇調査及び定期的に見直されるべき処遇計画を基盤として、当該 施設が次に掲げるケアのすべてを提供するものであること
    - a) 被収容者が共同作業を受け入れる下地ができるよう、その意識を喚起する とともに、標準化された処遇を提供しても効果が期待できないときであって も、当該被収容者に適した処遇、とりわけ精神医学的治療ないし心理治療ま たは社会治療の処遇を促進するのに応じた、個別的かつ集中的なケア
    - b) 処分の執行によってその執行の猶予又は終了ができるだけ早期に可能となるよう、被収容者の有する公共にとっての危険性を縮減させることを目的とするケア
  - 二 当該施設における収容が、以下に掲げる事項のすべてを担保するものである こと
    - a) 前号に定めるケアの必要性に応じた、被収容者にできるだけ負荷の少ない 収容であって、保安の利益に反しない限りにおいて、一般的な生活関係に適 合したものであること
    - b) 特別な建物又は区画において、刑の執行とは分離されていること。ただし、前号に掲げる処遇とは異なる事柄が、例外的に必要であるときは、この限りでない。
  - 三 第1号b) に掲げる目的の達成のため、以下に掲げる事項のすべてに合致する ものであること
    - a) 執行開始の措置が保障され、釈放のための準備がなされること。ただし、 やむを得ない事情、特に、被収容者が将来その保安監置執行から離脱し、又 は重大な犯罪行為の遂行のための措置を濫用する危険を示すことの具体的な 根拠となる事情のない場合は、この限りでない。
    - b) 国又は民間の支援者との緊密な共働の中で、社会内での見守りによるケア が可能であること
- ② 裁判所が、判決において(第66条)、留保の後に(第66条のa第3項)又は事後的に(第66条のb)保安監置収容を命じ、又は判決において保安監置収容の命令を留保した(第66条のa第1項及び第2項)場合には、行為者に対する収容執行(第67条のc第1項第1文第1号)又はその命令(第66条のa第3項)をできるだけ不要なものにできるようにするという目的をもって、処分執行に先立って刑の執行中から、前項第1号に掲げるケア、特に社会治療的処遇を提供しなければならない。
- 53) 2012 年改正(前掲注 46) により, 67 条の a 第 2 項は, 以下のように改められた。

- ② 前項の要件の下で、裁判所は、保安監置が命じられた者も、前項の掲げる処分の一の執行へと事後的に移行させることができる。事後的な移行は、保安監置収容が命じられ又は留保されている者がなお刑の執行中にある場合であっても、前項に掲げる要件が充たされ、かつ、医療又は禁絶療養の実行のため移行が適当であるときに、行うことができる。
- 54) 2012 年改正 (前掲注 46) により、67 条の a 第 4 項については、対照表中に付した最初の点線部分が削除されるとともに、審査の間隔が 2 年から「1 年」へと改められた。
- 55) 2012年改正 (前掲注46) により,67条のc第1項は,以下のように改められた。
  - ① 自由刑と同一の行為を理由として命じられた収容の前に自由刑が執行され、刑の執行終了の前に必要な審査がなされた結果、以下の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、裁判所は、収容の執行を猶予しなければならない。執行猶予とともに行状監督が開始する。保安監置収容が、刑の執行終了まで1年に満たない時期に第一審において命じられた場合には、本項第1文第1号に定める審査は行わないものとすることができる。
    - 一 処分の目的からみて、収容の必要がなくなったこと
    - 二 処遇経過を全体的に考察すれば、第66条のc第1項第1号と併せて適用される同条第2項に定める十分なケアが行為者に提供されなかったために、保安監置収容が比例原則違反となること
- 56) 違憲とされていたのは、1998年の法改正(前掲注 28)後、改正前になされた初回の保安監置命令の事案について10年を超えて収容が継続された事例に限られる。②のコラムについて同じ。
- 57) 2012 年改正(前掲注 46)により,67条のd第2項は,以下のように改められた。
  - ② 収容期間の上限の定めがなされていない場合、又は期間が未だ満了していない場合で、被収容者が処分執行の外で違法行為をこれ以上行うことがないと予期されるときには、裁判所は、さらなる収容の執行を猶予する。保安監置収容の執行開始後に、遅くとも6月を超えない範囲で裁判所が定めた期間が経過するまでに、第66条のc第1項第1号に定める十分なケアを提供されていなかったために、それ以上の執行が比例原則違反になると裁判所が認定する場合も、同様である。後段の規定する期間は、十分なケアが提供されていない場合に、提供されるべき措置を特定したうえで、執行猶予の審査に際して裁判所が定めなければならない。本項第1文又は第2文による執行猶予とともに行状監督が開始する。

- 58) 違憲とされたのは、1998年の法改正(前掲注28)後、改正前になされた初回の保 安監置命令の事案について10年を超えて収容が継続された事例に限られる。③のコ ラムについては、このような限定はない。
- 59) 2012 年改正 (前掲注 46) により, 67条のe第2項中,保安監置の審査の期間は,「2年」から,「1年,収容の執行が10年に達した後は,9月」に改められた。
- 60) 2008年の法改正 (BGBl. I, 1212 [2008] (Anm. 37)) による条文。
- 61) BGBl. I, 2300 [2010] (Anm. 42) による改正後の条文。
- 62) 2012 年改正(前掲注 46) により、7条は、2項が全面的に改正され、3項が挿入され、それまでの3項以下の項番号が繰り下げられた。改正後の2項及び3項は以下のとおりである。
  - ② 以下の各号のすべてに該当する場合には、裁判所は、判決において、保安監置の命令を留保することができる。有罪の言渡しを受けた者、その行為、及び補充的に裁判時までのその改善の程度を総合評価した結果、対象者による本項第1文第1号に掲げる種類の犯罪行為が対象者に予期されることが明らかな場合には、裁判所は保安監置を命じる。第2文の場合には、刑法典第66条のa第3項第1文の例による。少年刑の執行終了時に保安監置収容が猶予されるべきか審査し、行状監督が開始されることについて、刑法第67条のc第1項の例による。
    - 一 以下に掲げる重罪で被害者の精神若しくは身体を著しく侵害し若しくはその 危険にさらすものの一を理由として若しくは理由に含んで、少年が7年以上の 少年刑の言渡しを受けたこと
      - a) 生命,身体の完全性若しくは性的自己決定に対する重罪
      - b) 刑法典第 251 条に定める重罪(同法第 252 条若しくは第 255 条と併せて適用される場合を含む。)
    - 二 少年及びその行為を総合評価した結果,前号に掲げる種類の犯罪行為を再び 行うであろうことが,高度の蓋然性をもって明らかになったこと
  - ③ 少年刑に併科して、保安監置の命令を留保した場合で、有罪の言渡しを受けた者が満27歳に達していないときには、裁判所は、当該有罪判決を受けた者の社会復帰をよりよく促進することができない場合のほか、留保された保安監置に先立つ少年刑を、社会治療施設において執行すべきことを命じる。この命令は、事後的に行うこともできる。社会治療施設における執行を未だ命じていない場合、又は被収容者を未だ社会治療施設に置いていない場合には、そのことについて6月ごとに改めて審査する。第2文に定める事後的命令について、対象者が満24歳に達しているときには、刑執行部が管轄を有する。ただし、第92条第2項に定める執行措置に関する決定については、少年部が管轄を有する。少年刑の執行に関するその他の点については、刑法典第66条のc第2項及び第67条のa第2項ない

## し第4項の例による。

- 63) 2012 年改正 (前掲注 46) により、それまでの 7 条 4 項 (改正後の 5 項) は、以下 のように改められた。
  - ⑤ 保安監置収容のさらなる執行の猶予又は終了の可否にかかる審査(刑法 67 条の e)の期間は、第2項及び前項の場合において、被収容者が収容開始時点で満24 歳に達していない場合には、6月とする。
- 64) 2012年改正(前掲注 46) により、106条3項は全面的に改正され、第4項が新設され、以降の項番号が繰り下げられた。改正後の3項及び4項は、以下のとおりである。
  - ③ 保安監置は、刑とともに命じることができない。以下の各号のすべてに該当する場合には、裁判所は、判決において、保安監置の命令を留保することができる。
    - 一 <u>以下に掲げる重罪</u>で被害者の精神若しくは身体的を著しく侵害し、又は被害者をその危険にさらすものの一を理由として、若年成人が、5年以上の自由刑の言渡しを受けたこと
      - a) 生命,身体の完全性又は性的自己決定に対する重罪
      - b) 刑法典 251 条に定める重罪(同法第 252 条又は第 255 条において準用される場合を含む。)
    - 二 若年成人及びその行為の総合評価に基づけば、前号に掲げた種類の犯罪行為 への傾向が当該若年成人に存在し、そのために、有罪の言渡しの時点におい て、対象者が公共にとって危険であることが、十分な確実性をもって認定でき るか、少なくともそれが蓋然的であること
  - ④ 前項第2文のその他の要件が具備された下で、以下の各号のすべてに該当するときにも、裁判所は、保安監置の命令を留保することができる。
    - 一 刑法第176条に定める軽罪を理由として有罪を言い渡したこと
    - 二 刑法第 66 条第 1 項第 1 文第 4 号の要件を除き,第 66 条のその余の要件が充足されていること
    - 三 将来の極めて早い段階に予期される行為が、本項第1号又は前項(第2文) 第1号に掲げる種類の犯罪であって、被害者の精神若しくは身体を著しく侵害 し、又はその危険にさらすものであること
- 65) 2012 年改正(前掲注 46) によって、従来の 106 条 4 項(改正後の 5 項)の末尾に、「刑法第 66 条の c 第 2 項及び第 67 条の a 第 2 項ないし第 4 項の適用に影響を与

えるものではない。」という1文が加えられた。

- 66) 2012 年改正 (前掲注 46) によって、従来の 106 条 5 項 (改正後の 6 項) は、以下 のような文言に改められた。
  - ⑥ 有罪の言渡しを受けた者、その行為、及び補充的に裁判時までのその改善の程度を総合評価した結果、第3項第2文第1号又は第4項に掲げる種類の犯罪行為が予期されることが明らかになったときには、裁判所は、保安監置収容を命じる。刑法第66条のa第3項第1文の例による。